

事故対策計画編

(令和 7 年 1 0 月改訂)

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的	1- 1
第 2 節 事故災害の想定	1- 1
第 3 節 計画の考え方	1- 2
第 4 節 計画の修正	1- 3
第 5 節 他の法令等に基づく関連計画との関係	1- 3

第 2 章 防災関係機関等の役割分担

第 1 節 城陽市	1- 4
第 2 節 京都府	1- 4
第 3 節 京都府城陽警察署	1- 5
第 4 節 大阪航空局（大阪航空事務所）	1- 5
第 5 節 近畿運輸局	1- 5
第 6 節 近畿地方整備局	1- 6
第 7 節 中部近畿産業保安監督部近畿支部	1- 6
第 8 節 鉄道事業者（西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)）	1- 6
第 9 節 大阪ガス(株)、その他危険物等保管事業所	1- 6
第10節 関西電力送配電(株)	1- 6
第11節 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、 指定地方公共機関、公共的団体等）	1- 7

第 2 編 予防計画

第 1 章 情報連絡体制の整備

第 1 節 緊急通信網、施設の整備	2- 1
第 2 節 市民への情報伝達手段の整備	2- 1

第 2 章 防災活動体制の整備

第 1 節 指揮系統の機能強化	2- 3
第 2 節 活動マニュアルの整備	2- 3
第 3 節 職員に対する防災教育	2- 4

第 3 章 救出・救助、救急・救護活動体制の整備

第 1 節 救出・救助活動体制の整備	2- 5
第 2 節 救急・救護活動体制の整備	2- 5
第 3 節 医療救護体制の整備	2- 6

第4章	避難体制の整備	
第1節	避難体制の周知	2- 7
第2節	避難所の管理・運営体制の強化	2- 7
第5章	緊急輸送体制の整備	
第1節	緊急輸送用車両の整備	2- 8
第2節	緊急通行車両の事前届出	2- 8
第6章	航空事故災害への備え	
第1節	航空交通の安全のための情報提供	2-10
第2節	航空運送事業者等への安全指導	2-10
第3節	航空機の安全性の確保	2-10
第4節	防災訓練の充実	2-10
第5節	航空交通環境の整備	2-10
第6節	再発防止対策の推進	2-10
第7節	その他	2-11
第7章	鉄道事故災害への備え	
第1節	気象情報の活用	2-12
第2節	再発防止対策の実施	2-12
第3節	点検・監視の実施	2-12
第4節	職員の教育体制の整備・充実	2-12
第5節	防災訓練の実施	2-12
第6節	鉄道施設の整備促進	2-12
第7節	各種資料の整備・保存	2-13
第8節	防災知識の普及	2-13
第8章	道路事故災害への備え	
第1節	気象情報の活用	2-14
第2節	再発防止対策の実施	2-14
第3節	点検・監視の実施	2-14
第4節	職員の教育体制の整備・充実	2-15
第5節	防災訓練の実施	2-15
第6節	道路施設の整備促進	2-15
第7節	各種資料の整備・保存	2-15
第8節	防災知識の普及	2-15
第9章	危険物等の事故への備え	
第1節	危険物等の貯蔵施設等の予防対策	2-16
第2節	都市ガス供給施設の予防対策（大阪ガス㈱）	2-17

第10章	大規模火災への備え	
第1節	消防水利の充実	2-19
第2節	火災の拡大防止	2-19
第3節	林野火災の特徴	2-19
第4節	林野火災出火防止対策	2-20
第11章	広域停電事故への備え	
第1節	施設の管理・維持	2-22
第2節	再発防止対策の実施	2-22
第3節	防災訓練の実施	2-22
第4節	電力供給施設等の整備促進	2-22
第5節	防災知識の普及	2-22
第12章	広域断水事故への備え	
第1節	応急給水への備え	2-23
第2節	応急復旧への備え	2-23
第3節	防災意識の啓発	2-24
第4節	防災訓練	2-24
第3編	応急対策計画	
第1章	応急活動体制計画	
第1節	災害活動組織の設置	3- 1
第2節	職員の活動体制	3- 3
第2章	情報の収集・伝達計画	
第1節	事故災害情報の収集	3- 4
第2節	勤務時間外における対応	3- 6
第3節	災害情報及び被害状況の収集・報告	3- 6
第3章	広報計画	
第1節	計画の方針	3-19
第2節	報道機関に対する発表	3-19
第3節	関係機関の相互協力	3-19
第4節	一般市民への広報要領	3-19
第4章	応援要請計画	
第1節	他の地方公共団体等への応援要請	3-21
第2節	関係協力機関への連絡及び要請	3-24
第3節	自衛隊災害派遣計画	3-25

第5章 救出・救助、救急・救護活動計画	
第1節 救出・救助活動	3-27
第2節 救急・救護活動	3-28
第6章 避難誘導計画	
第1節 避難の指示	3-30
第2節 警戒区域の設定	3-31
第3節 避難の方法	3-31
第4節 学校等の集団避難計画	3-32
第5節 火災に対する避難計画	3-32
第7章 避難収容対策計画	
第1節 避難所の開設	3-33
第2節 避難所の運営	3-33
第8章 交通・緊急輸送対策	
第1節 交通規制	3-35
第2節 緊急輸送	3-35
第9章 航空事故災害対策	
第1節 活動体制の確立	3-37
第2節 情報の収集・伝達	3-37
第3節 広報・広聴対策	3-38
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	3-38
第5節 避難対策	3-38
第6節 交通及び輸送対策	3-38
第7節 自衛隊派遣要請	3-39
第10章 鉄道事故災害対策	
第1節 活動体制の確立	3-40
第2節 情報の収集・伝達	3-41
第3節 広報・広聴対策	3-41
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	3-41
第5節 避難対策	3-41
第6節 交通及び輸送対策	3-42
第11章 道路事故災害対策	
第1節 活動体制の確立	3-43
第2節 情報の収集・伝達	3-44
第3節 広報・広聴対策	3-44
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	3-44

第5節	避難対策	3-44
第6節	交通及び輸送対策	3-45
第12章 危険物等の事故対策		
第1節	活動体制の確立	3-46
第2節	情報の収集・伝達	3-46
第3節	危険物等の事故の拡大防止対策	3-47
第4節	広報・広聴対策	3-49
第5節	救出・救助、救急及び消火活動	3-50
第6節	避難対策	3-50
第7節	交通及び輸送対策	3-50
第8節	環境保全対策	3-50
第13章 大規模火災対策		
第1節	活動体制の確立	3-51
第2節	情報の収集・伝達	3-51
第3節	広報・広聴対策	3-51
第4節	消火活動	3-52
第5節	救出・救助、救急活動	3-53
第6節	避難対策	3-53
第7節	交通及び輸送対策	3-53
第14章 広域停電事故対策		
第1節	活動体制の確立	3-54
第2節	情報の収集・伝達	3-54
第3節	広報・広聴対策	3-55
第4節	救出・救助、救急活動	3-55
第5節	避難対策	3-55
第6節	交通及び輸送対策	3-56
第15章 広域断水事故対策		
第1節	活動体制の確立	3-57
第2節	被害状況の調査	3-57
第3節	応急給水対策	3-58
第4節	応急復旧対策	3-58
第5節	広報・広聴活動	3-58
第6節	関係機関への協力要請	3-59

第4編 復旧計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針	4- 1
-----------	------

第2章 市民の生活確保

第1節 生活相談	4- 1
----------	------

第3章 事故原因者等による復旧対策

第1節 電力供給施設等（関西電力送配電㈱）	4- 2
第2節 上水道施設	4- 2
第3節 ガス施設（大阪ガス㈱）	4- 2
第4節 道路施設	4- 3
第5節 鉄道施設	4- 3

第4章 林野火災による復旧対策

第1節 復旧事業計画の作成	4- 4
第2節 復旧完了予定時期の明示	4- 4

< 第 1 編 総 則 >

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、本市域における事故災害の発生を未然に防止するため、行政と各防災関係機関、市民が一体となって災害に強い城陽市のまちづくりを進め、事故災害発生時においても適切な対応を図ることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この計画は、次の 3 つの内容で構成される。

(1) 事故災害の予防

事故災害に対する備えを進め、事故災害発生の際の被害を最小限に食い止めるための予防計画

(2) 事故災害発生時の応急対策

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

(3) 事故災害発生後の復旧

事故災害発生後の市民生活の安定をとりもどし、市民の自立に基づき、再び魅力ある城陽市にするための復旧計画

第 2 節 事故災害の想定

予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予想もできない事故が発生することもあると考えられる。この計画は、現在、城陽市において発生することが予想される事故災害として、以下の想定を行う。

(1) 航空機事故（市内への墜落事故等）

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(2) 突発的鉄道事故

列車の衝突、火災及び脱線等の鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(3) 突発的道路事故（大規模自動車事故など）

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において車両の衝突、火災及び大規模な道路事故等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（４）大規模火災（市街地火災・林野火災）

火災の延焼拡大により市街地大火が発生した場合、及び森林火災が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（５）危険物の爆発・流出事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏えい・流出・火災・爆発の発生、火薬類の火災・爆発の発生、毒物・劇物の飛散・漏えい・流出の発生、放射性物質の放射性障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（６）水道・電気などのライフラインの広域断絶

広域的な断水事故、停電事故により、多数の市民の生活に支障をきたす災害が発生した場合。

（７）その他の事故（大規模な救急事故等）

建物や大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団的に発生する食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故、その他物理的、人為的原因又は自然現象に起因する突発的な事故災害の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第３節 計画の考え方

（１）事故災害が発生しないようにするための対策

事業者、市民と連携して事故が発生しないよう、日常的にきめ細かな対策を講じていくこと。

（２）市民を事故災害から守るための対策

万一、事故が発生したときに、市民の命を守ることを第一に、また、市民生活にかかる被害を最小限に抑えるための対策を講じていくこと。

（３）突発的な事故発生に即応できる危機管理体制の確立

突発的な事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、被害を最小限にすることを基本とし、臨機応変に対応できる災害対策本部の体制の確立を図るための対策を講じていくこと。

（４）市民・事業者・行政の役割分担の計画化

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、事業者の役割をしっかりと認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える対策を講じていくこと。

（５）地理的、社会的条件を考慮した対策

住宅団地やマンション建設による市街地内の人口の密集化の進展や、自動車専用道路や大規模工場の建設などの各種の条件を考慮した対策を講じていくこと。

第４節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、城陽市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、そのつど）までに、計画修正案を城陽市防災会議に提出するものとする。

第５節 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別の定めのない事項については、城陽市地域防災計画 風水害等対策計画・震災対策計画編（以下「風水害・震災対策編」という。）に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関（風水害・震災対策編 第 1 編 第 1 章 第 6 節 計画の用語参照（以下「用語参照」という。））が作成する防災業務計画や京都府地域防災計画・事故対策計画編等、他の計画と整合を図るものとする。

第2章 防災関係機関等の役割分担

城陽市、京都府、指定地方行政機関（用語参照）、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等（用語参照）が、事故災害の発生に関して処理すべき事務又は業務は、風水害・震災対策編 第1編 第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 城陽市

（1）事故災害発生時共通の役割

- ①事故災害警戒本部、事故災害対策本部の設置及び運営
- ②事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- ③関係防災機関との調整
- ④京都府又は他の市町村に対する応援要請

（2）航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時の役割

- ①死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- ②死傷病者の身元確認
- ③事故（火災）拡大防止のための消火その他消防活動
- ④警戒区域の設定、立入制限及び現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示

（3）危険物事故発生時の役割

- ①危険物等に関する規制
- ②危険物による被害の拡大防止・軽減

（4）ライフライン広域断絶時の役割

- ①二次災害防止のための活動
- ②付近住民に対する情報提供

第2節 京都府

（1）事故災害発生時共通の役割（⑤⑥、広域断水時除く）

- ①的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- ②被害の状況に応じた事故対策体制又は事故対策本部・支部の設置
- ③関係防災機関への協力要請
- ④関係防災機関との連絡調整
- ⑤京都府救護班の出動
- ⑥日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、宇治久世医師会、国立、公立、私立医療機関に対する活動の要請

（２）危険物災害発生時の役割

- ①危険物等に関する指導取締
- ②高圧ガス、火薬類に関する指導取締

第３節 京都府城陽警察署

（１）事故災害発生時共通の役割

- ①関係防災機関との連携の強化
- ②災害情報の収集及び被害実態の把握
- ③被災者の救出救助
- ④その他事故災害に必要な警察活動

（２）航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災、危険物事故発生時の役割

- ①避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- ②事故現場及びその周辺における警戒警備
- ③関係防災機関と連携した二次災害の防止
- ④遺体の検視及び身元の確認
- ⑤行方不明者の搜索

（３）航空事故発生時の役割

- ①遭難航空機の搜索

（４）危険物事故発生時の役割

- ①危険物等に関する指導取締

（５）ライフライン広域断絶時の役割

- ①事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備

第４節 大阪航空局（大阪航空事務所）

（１）航空事故発生時の役割

- ①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ②空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安
- ③遭難航空機の搜索及び救助

第５節 近畿運輸局

（１）鉄道事故発生時の役割

- ①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ②特に必要がある場合の輸送命令
- ③事故時における交通関係利用者等への情報提供

第6節 近畿地方整備局

（１）道路事故発生時の役割

- ①道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ②関係防災機関との調整
- ③事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- ④直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

第7節 中部近畿産業保安監督部近畿支部

（１）危険物事故発生時の役割

- ①事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ②高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

第8節 鉄道事業者（西日本旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱）

（１）鉄道事故発生時の役割

- ①事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡通報
- ②関係防災機関との調整
- ③乗客の避難及び傷病者等の救出、救護
- ④二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第9節 大阪ガスネットワーク㈱、その他危険物等保管事業所

（１）都市ガス、危険物等事故発生時の役割

- ①京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び城陽市との連絡・協議
- ②非常災害対策本部の設置
- ③関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- ④二次災害の防止活動
- ⑤事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第10節 関西電力送配電㈱

（１）広域停電事故発生時の役割

- ①京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び城陽市との連絡・協議
- ②非常災害対策本部の設置
- ③関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- ④事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応

第 1 1 節　その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等）

（ 1 ）事故災害発生時共通の役割

- ①所管の応急対策の実施
- ②京都府及び城陽市等との協力・連携

注：指定地方公共機関（用語参照）

< 第2編 予防計画 >

第1章 情報連絡体制の整備

＜危機・防災対策課、総務部＞

第1節 緊急通信網、施設の整備

事故発生時における通信が円滑かつ迅速に行えるよう通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定める。

（1）災害通信施設の整備

①有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

また、事故情報や復旧情報、安否情報などの問い合わせや苦情に対応するため、問い合わせ専用電話回線の確保を進める。

②無線通信網の整備

現在、災害時の無線通信は、市防災行政無線設備を活用しているが、より能率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備を確実に行うとともに、無線設備の増設等を進め、最新の設備の整備を図る。さらに、京都府衛星通信系防災情報システム、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

③防災行政無線の活用方法の検討

事故発生時には、屋外の事故発生現場や避難誘導現場での情報交換、避難施設における被災者への情報提供に無線設備の活用が有効である。

あらかじめ定められた災害対策本部員等の要員は、防災無線の運用の習熟に努める。

（2）災害用独立電源の整備

広域停電事故等の発生により、送電が停止した場合等に対処し、市役所庁内主要箇所における執務に支障のないよう独立電源の整備を行うものとする。

なお、市役所庁内電話設備及び防災行政無線、消防無線設備及び消防指令装置の電源については、それぞれの非常電源装置（自家発電）から電力が供給できるよう整備している。

第2節 市民への情報伝達手段の整備

（1）広報車の整備

既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、広報可能な車両台数の増加を図ることにより、事故発生時の避難の指示の伝達や、復旧情報の伝達能力を上げる。

また、事故発生時に迅速で確実な広報活動が可能なように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成を行う。

(2) メディアの活用

災害や大規模な事故が発生した場合は「エフエムうじ」を最大限に活用するとともに、日常的な行事や事業をととして、災害発生時には「エフエムうじ」で情報を得るよう市民に啓発を行う。

また、K B S 京都放送局をはじめ、在阪テレビ、ラジオなどの放送各社、及び地方紙、日刊紙などの新聞各社とも災害発生時の協力体制について協議を行う。

(3) ITなどの活用

パソコンを使って市民が市からの情報を得たり、身の回りの災害情報を提供したりできる、災害情報専用のホームページやSNSの設置を行う。

また、市内の公共施設と災害対策本部をネット化した災害情報システムの構築を検討する。

さらに、避難所運営に災害情報システムを利用することにより、災害対策本部と地区連絡所班との連携強化を図る。

(4) 鉄道駅や駅前の大型店などへの情報板の設置

市内及び市域に近接して位置する鉄道駅や大型店などで、乗降客等に見やすい場所に情報板を設置し、広く市民に情報提供することを検討する。

(5) 自主防災組織を通じた情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自主防災組織などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。例えば、ファックス等により自主防災組織会長などに情報を送信し、そこから各戸に情報伝達を行うシステムや、災害時における自主防災組織の自主的な活動のための携帯無線配備などを検討する。

(6) 市ホームページ・メールによる防災情報の発信

「城陽市安心安全情報ネットワーク」により、携帯電話・パソコンのメール機能、ホームページやSNSの活用を通じて避難所開設情報等の配信を行っている。

第2章 防災活動体制の整備

＜消防本部、危機・防災対策課、総務部＞

第1節 指揮系統の機能強化

勤務時間外を含め、事故災害発生直後に信頼度の高い情報を収集し、的確な災害応急対策を実施するための本部体制の確立を図る。

（１）消防本部との連携

事故の発生情報は、府や事業者から危機・防災対策課及び消防本部に伝達される。しかし、勤務時間外においては、情報把握が遅れ、初期活動体制の確立に遅れがでることが懸念される。

そこで、勤務時間外においては、消防本部が入手した情報を迅速に危機・防災対策課の指定要員に伝達し、速やかにその他の本部要員へ伝達する体制を整備する。

また、初動体制が整備されるまでの間は、消防本部がその防災業務を代行できる体制を整備する。

（２）「総括部」の体制整備

総括部は、市民からの情報、問い合わせ、苦情や要請、本部と各班や避難所との情報交換、市民への情報提供など、本部内のすべての情報を処理することとし、迅速・正確な情報処理を行うため、各種文書様式等に基づき実施できる体制を整備する。

（３）事業者との連絡体制の整備

事故発生直後は混乱のため、事故原因者（事業者）から市の防災部門にスムーズに情報が伝達されないことも考えられる。このため、事業者と市の防災部門との連絡体制を確かなものとするため、マニュアルにより、勤務時間内及び勤務時間外の連絡窓口、有線電話が途絶・輻輳した場合の対応方法、市に災害対策本部や現地対策本部が設置された場合の連絡調整の方法について明らかにする。

第2節 活動マニュアルの整備

（１）初動マニュアルの整備

災害発生直後の「初動マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。

（２）各班の実動マニュアルの整備

災害対策本部及び班体制の整備とあわせ、各班が的確に役割を果たせるよう、具体的な内容の「実働マニュアル」を整備する。

（３）避難所運営マニュアルの整備

事故等の大規模な都市災害が発生した場合も、地区連絡所班体制を活用して各担当区域における情報収集、被害調査、及び避難所が開設された場合の避難所運営を行う。地区連絡所班の活動をより効果的なものとするため、「地区連絡所班対応要領」を整備し、本部や班相互間の調整の方法や、避難所収容者や地元組織、ボランティア等と連携した対応のあり方を明確にする。

第３節 職員に対する防災教育

災害応急対策計画に基づく災害応急対策を円滑に遂行するため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

（１）職員に対する防災教育

①印刷物による防災教育

庁内紙「あしなみ」に職員として知っておくべき防災の基礎知識等について特集記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

②実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚の向上を図る。

③研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を随時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

（２）防災訓練の実施

①総合防災訓練

防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、市地域防災計画に含まれる事項を中心に実施する。

②図上訓練

事故災害の種別に事故規模・様相を想定し、情報収集・伝達、救出・救助、救急・救護、避難誘導、交通規制・緊急輸送等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

③その他の防災訓練

- ア 災害救助救急訓練
- イ 災害通信訓練
- ウ 動員訓練
- エ 消防訓練

第3章 救出・救助、救急・救護活動体制の整備

＜消防本部、企画管理部、福祉保健部＞

第1節 救出・救助活動体制の整備

（１）救出・救助資機材の充実及び整備

大規模事故発生時に、事故現場で被災者を的確に救出、救助するため、装備資機材の充実を図る。

- ①消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。
- ②消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。
- ③道路障害等により救助隊等が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。
- ④京都南部都市広域防災連絡会（以下「広域防災連絡会」という。）を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

（２）緊急時の機動力の確保

大規模事故発生に伴う道路の渋滞及び電話回線の輻輳に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る。

①救助用二輪車の整備

住民の避難誘導や道路の渋滞時の救出・救助活動に備え、無線機や広報マイク、簡単な救助資機材等を装備したオートバイ、自転車等を地域拠点ごとに配備し、機動力の確保に努める。

②水害地用等の救助資機材の整備

浸水時の事故発生に備え、消防署等に救命ボート等の資機材の整備を図る。

第2節 救急・救護活動体制の整備

（１）救急活動体制の充実

大規模事故発生時には多数の傷病者に対し救急活動を要する場面が予測されることから傷病者の救命や症状の軽減を図るため、迅速・的確な救急活動体制を整備する。

また、十分な救急体制が確保できない場合には、関係機関に対して協力要請できる体制を確立しておく。

①情報共有システムの活用

広域の後方医療機関の診療科目、収容状況等を把握し、迅速な搬送が行えるよう、京都府救急医療情報システム等のシステム等の充実に努める。

②救急業務の高度化

ア 傷病者の救命率を向上させるために、救急救命士体制の充実を図る。

イ 高度の救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

③京都府等への支援要請

京都府及び近隣市町に対し迅速に支援を求める体制を整備する。

第3節 医療救護体制の整備

（１）初動医療体制の整備

大規模事故により負傷した人々に対しての応急処置、軽症者等に対する医療及び重症者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

①初動医療救護

宇治久世医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置、トリアージの実施などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

②医薬品・資機材等の整備

ア 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。

イ 市外からの応急医療物資の受入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

（２）後方医療体制の整備と搬送体制の強化

大規模事故により多数の重症者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要性が生じた場合に備え、京都府救急医療情報システム等を有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

①重症者の搬送計画

京都府救急医療情報システム等を活用して災害情報を共有し、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

②ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

第4章 避難体制の整備

＜危機・防災対策課、関係各機関＞

第1節 避難体制の周知

大規模な事故発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるように、避難場所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導、啓発を実施する。

- ①避難誘導標識の整備
- ②避難行動に関するパンフレット、ハザードマップ等の作成、配布
- ③避難訓練等の実施
- ④自主防災組織等に対し、地域ごとに高齢者、障がい者及び乳幼児等の避難計画作成の指導

第2節 避難所の管理・運営体制の強化

（1）避難所の開設計画の強化

災害発生後の避難所の迅速な開設を実施するため、施設管理者や関係機関と協議し、迅速な開設が可能な体制の整備を図る。

（2）避難所の管理・運営体制の強化

本市、施設管理者、自主防災組織等が共同で防災訓練を実施し、災害時における避難所の管理・運営等の体制の強化を図る。

また、事前に避難所に必要な資料、備品等の配備を促進する。

（3）避難所の防災機能の強化

災害時に避難者をはじめとする被災者に対し、施設管理者や地域住民と連携した救援活動が実施できるよう、避難所の防災機能の強化を図る。

- ①耐震性の向上（建築物、設備）
- ②防災資機材・備蓄等の整備
- ③ライフライン機能のバックアップ体制の確保
- ④通信機能の確保
- ⑤消防設備等の整備、充実

第5章 緊急輸送体制の整備

＜消防本部、関係各機関＞

第1節 緊急輸送用車両の整備

（１）市保有車両の災害対策利用計画

本市が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の確認申請を行い、大規模な事故発生時に迅速な活用が可能なように、担当職員に対し周知を図る。

（２）車両、単車、自転車等の確保体制の整備

①物資輸送用トラック等の確保

トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。
また、市内輸送業者等との連携協力体制を整備する。

②要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段の確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。
また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。

③単車・自転車・リヤカー等の確保

大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめこまかな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

④傷病者、死亡者輸送用車両の確保

災害による傷病者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第2節 緊急通行車両の確認申請

（１）災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害時において、地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

①警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項

②消防、水防その他応急処置に関する事項

③被災者の救難、救助その他保護に関する事項

④災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

⑤施設及び設備の応急の復旧に関する事項

⑥清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

⑧緊急輸送の確保に関する事項

⑨前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（２）緊急通行車両の確認申請

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して災害時における確認手続の省力化、効率化を図るため、前項に規定する車両を対象として城陽警察署に確認申請を行う。

確認申請の対象車両は、次のとおりである。

- ①指定行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第１３条の緊急自動車は事前届出を必要としない。）
- ②指定行政機関等が契約等により常時専用的に使用する車両
- ③指定行政機関等が災害時に関係機関、団体等から調達する車両

第6章 航空事故災害への備え

＜大阪空港事務所＞

大阪航空局は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずる。

第1節 航空交通の安全のための情報提供

航空路誌、ノータム（滑走路の閉鎖、航空保安無線施設の停波等航空機の安全運航を左右する情報）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

第2節 航空運送事業者等への安全指導

航空機の安全な運行を確保するため、航空運送事業者に対し、次の業務を実施する。

- ①航空関係諸規則の遵守の徹底
- ②航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導
- ③定期的な安全指導における運行管理体制、安全意識等の重点点検の実施

第3節 航空機の安全性の確保

航空機の安全性を確保するため、次の業務を実施する。

- ①急速な進展を遂げる航空機技術の航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準への反映
- ②外国政府の証明等の活用を通じた航空機検査制度の充実

第4節 防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 航空交通環境の整備

航空整備五箇年計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の充実を図る。

第6節 再発防止対策の推進

航空事故調査会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第 7 節 その他

- ①既設路線の変更及び航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。
- ②民間航空機が有視界飛行する場合は、文化財施設、人家密集地を極力避けるように努める。

第7章 鉄道事故災害への備え

＜鉄道事業者＞

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携をもって進める。

災害時においても常に正常な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第1節 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 点検・監視の実施

土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

第4節 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

第5節 防災訓練の実施

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の促進、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。

第 7 節 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

第 8 節 防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全知識等の普及を図る。

第8章 道路事故災害への備え

＜道路管理者＞

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路において衝突等による車両火災等が発生した場合、大規模災害となる可能性がある。また、自動車専用道路は一般的には一定の間隔で設けられたインターチェンジ以外からは進入することができないため、事故発生時の現場到着が遅れるおそれがある。

本計画は、「新名神高速道路」「京奈和自動車道」における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとるべき予防対策について定める。

災害の予防のための各種施策は、西日本高速道路株式会社等の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携をもって進める。

災害時においても常に正常な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第1節 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 点検・監視の実施

（１）防災設備等の点検

- ①防災設備等の点検は、道路法等関係法規の定めるところによるほか、内部規定等による日常点検を実施する。
- ②交通管理及び保全業務委託により、定期的又は臨時に道路パトロールカー等により巡回を行い、道路状況、気象状況及び土木構造物の点検等を行い異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。
- ③防護柵や案内標識等の事故防止設備の整備・点検を実施する。

（２）防災資機材の点検・整備

応急復旧用資機材について、日常的に整備点検を行うほか、関連業者について整備点検を指導する。

第4節 職員の教育体制の整備・充実

保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第5節 防災訓練の実施

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 道路施設の整備促進

道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

第7節 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第8節 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第9章 危険物等の事故への備え

＜消防本部、各関係機関＞

第1節 危険物等の貯蔵施設等の予防対策

高圧ガスや毒物・劇物、R I（ラジオ・アイソトープ）などは、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。

これらの危険物を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制がなされているが、災害時の安全対策について万全を期することが重要である。危険物による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

（１）石油类等危険物貯蔵施設の安全化

多量の危険物（石油类等）を貯蔵する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による漏えい等の防止に努める。

（２）高圧ガス施設の安全化

- ①ガスの種別、規模に応じて、自然災害や事故災害の発生に対する適切な施設の強化対策を図るよう指導するとともに、日常及び緊急時の保安体制を確立するよう指導する。
- ②災害時の緊急的な対応については、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

（３）浄水場の薬品貯蔵設備の整備補強

浄水場の薬品貯蔵設備の自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策の向上を図り、災害による薬品の漏えい、流出等の防止に努める。

（４）毒物・劇物貯蔵施設の安全化

- ①大量の毒物・劇物を貯蔵する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による毒物・劇物の漏えい等を防ぐよう指導する。
- ②災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、混乱に乗じた盗難を防ぐよう指導する。

（５）放射線等使用施設の安全化

- ①放射線等を使用する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊・損壊等による漏えいを防ぐよう指導する。
- ②災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

（６）危険物等の輸送車両の安全化

危険物等の輸送車両が災害時においても漏えいや爆発等に対し安全性を確保できるよう車両の点検管理について呼びかける。

第 2 節 都市ガス供給施設の予防対策

＜大阪ガスネットワーク㈱＞

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

（１）防災体制

防災業務計画により、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

（２）ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

（３）その他防災設備

①検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ供給所等に遠隔監視機能をもった次の設備を設置する。

ア ガス漏れ警報設備

イ 圧力計・流量計

②連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

（４）教育・訓練

①防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

②防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年 1 回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

（５）広報活動

①顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

②土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第 10 章 大規模火災への備え

＜消防本部＞

第 1 節 消防水利の充実

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、断水時には全く機能しなくなる事態も予測される。

断水時の消火活動には消火栓だけでなく、防火水槽、プールの水、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるよう消防水利の強化を図る必要がある。

（１）消防水利の整備

- ①耐震性防火水槽の整備を図る。
- ②市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。
- ③利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第 2 節 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがある。

火災の拡大を防止する上で、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

- ①都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。
- ②災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。
- ③状況により消防（防災）ヘリコプターを要請し活用するものとする。

第 3 節 林野火災の特徴

- ①林野火災は、一定の季節、時刻、地域等に集中して発生する傾向がある。
- ②出火原因は、不特定の入山者によるたき火やたばこのポイ捨てなどの不注意や、あぜ焼きからの延焼や飛火が多い。
- ③気象条件、植生物、林相によって延焼形態が大きな影響を受ける。また、地形によって局所的に気象状況が急変し、急激な燃焼等により人命危険を伴うことがある。
- ④一般に、発見通報が遅れるため、大規模な火災に移行するおそれが大きい。
- ⑤消防車の通行可能な林道が少ないこと、水利の便が悪いことから、消火体制が整うまでに相当時間を要し、その間に延焼拡大し、消火活動が長時間に及びやすい。

第4節 林野火災出火防止対策

(1) 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、消防本部及び関係機関は気象予報、警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

(2) 防火パトロール

林野火災の多発危険期においては、巡視・監視等の警戒活動を強化し、火災の予防と早期発見に努めるとともに、特に火災警報及び火災注意報発表中においては、パトロールを強化して火気使用制限の徹底を図る。

(3) 広報活動

林野関係機関と綿密な連携を取り、広報の時期、地域及び対象者等について検討し、有効かつ強力な広報及び啓発を行うものとする。

- ①立看板、ポスター等の設置
- ②広報紙による広報の実施
- ③広報車による巡回広報の実施

(4) 消防用資機材の整備充実

林野火災に対処するため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、背負式ポンプ、ウォーターチャージャー、組立水槽、消火薬剤、無線機、チェンソー、鎌、鋸、スコップ、鍬、鉋、斧等の整備充実を図っていくものとする。

併せて、消防（防災）ヘリコプターを要請し、活動の円滑化を図るものとする。

(5) 火入れ等の防火指導

ア 林野及び林野付近におけるたき火、山・野焼き等に際しては消防長への届出の徹底を図る。

イ 森林法第21条の規定により、森林等に火入れをする場合は、市町村長の許可が必要であり、市長が火入れの許可をするときは、消防長及び隣接の山林所有者へ事前に連絡、協議する。

ウ 林野火災の多発する時期においては、たき火又は喫煙等を制限するなど、消防法第23条の規定による指導を積極的に行う。

エ 林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、火の使用の制限又は禁止を行う。

(6) 林内事業者に対する指導

林内においては事業を営む者に、次に掲げる指導を行うものとする。

- ①林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に監視員を配置する。
- ②林内事業者は、火災時の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図ること。
- ③事業個所に火気取扱責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設け、標識及び消火設備を完備しておくこと。

- ④林内事業者又は林野の所有者は、自然水利の活用等による消火用の水源確保、その他林野火災予防上の措置を積極的に講ずること。
- ⑤市長の火入れの許可を受けた場合は、隣接する山林の所有者に火入れをする旨の通知をすること。

第 1 1 章 広域停電事故への備え

＜関西電力送配電㈱＞

災害の予防のための各種施策は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携をもって進める。

自然災害や事故災害の発生に対して、電力供給施設等の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

第 1 節 施設の管理・維持

関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

第 2 節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第 3 節 防災訓練の実施

本市及び関西電力送配電㈱は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故を想定した防災訓練などを実施し、災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第 4 節 電力供給施設等の整備促進

電力供給施設等の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第 5 節 防災知識の普及

電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第 1 2 章 広域断水事故への備え

＜上下水道部＞

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

第 1 節 応急給水への備え

（１）応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて応急給水ができるよう対処する。

（２）応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を上下水道部庁舎に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

（３）応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、第 3 浄水場及び上下水道部庁舎に整備・備蓄する。

（４）緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、避難所）については、施設一覧表及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

風水害・震災対策編 資料 給水場所一覧表・給水場所マップ

第 2 節 応急復旧への備え

（１）水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の完成図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、データベース化を推進する。

（２）応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

第3節 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報紙等を通じて啓発活動を行う。

(1) 市民の役割

飲料水について、市民一人当たり3リットル／日×3日分を目途に備蓄するよう呼びかける。

(2) 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄を要請する。

第4節 防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練のほかに、上下水道部としての防災訓練を定期的に行い、災害時の応急対策に万全を期す。

< 第3編 応急対策計画 >

第 1 章 応急活動体制計画

＜各部局、関係各機関＞

大規模な火災や事故が発生した場合、通常は消防本部等の担当部局で対応するが、事故災害の規模によっては担当部局だけでは十分に対応できず、複数の部局若しくは全庁的な対応を必要とする場合が生ずる。

本市域において事故災害が発生した場合、事故災害警戒本部、又は事故災害対策本部の応急活動体制を構築し、市民の生命と安全を守るため、迅速かつ総合的な応急活動を実施する。

第 1 節 災害活動組織の設置

城陽市域において事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、図 3 - 1 における応急活動体制をとるものとする。

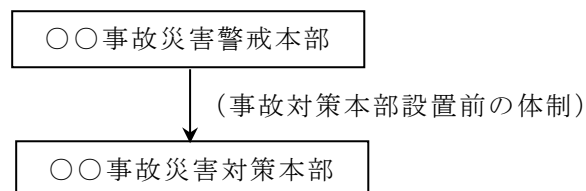


図 3 - 1 城陽市における防災組織体制

（ 1 ）事故災害警戒本部

①事故災害警戒本部の設置

事故災害対策本部を設置するに至らない場合、又は事故災害対策本部設置前の体制として、事故災害に関する情報収集、調整連絡等を行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び消防長が協議して設置する。

「事故災害警戒本部」の設置基準は、以下のとおりとする。

事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制をとる必要があると判断されるとき。

ただし、突発的な事故災害が発生し、即時に応急活動を実施する必要があるときは、警戒本部は設置せず、直接事故災害対策本部を設置する。

②事故災害警戒本部の組織・運用

各班等の業務分掌、事故災害警戒本部の運用等については、事故災害対策本部の場合に準ずるものとする。

③事故災害警戒本部の閉鎖

副市長、危機管理監及び消防長は、事故の危険が解消したとき、又は事故災害対策本部が設置された場合、事故災害警戒本部を閉鎖する。

ただし、事故災害対策本部が設置された場合においては、その業務を事故災害対策本部に引き継ぐものとする。

（２）事故災害対策本部

①事故災害対策本部の設置

市長は、市域において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、事故災害対策本部を設置し、本部員は直ちに事故災害対策本部に参集する。

「事故災害対策本部」は、次の基準により設置する。

ア 事故災害の発生により、重大な被害が発生又は発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して救助・救急、医療、広報などの総合的な応急活動体制を行う必要があると判断されるとき。

イ 市内の広域にわたって市民の生命に危険が及ぶおそれがあり、避難の指示を発令することが必要な事態となったとき。

②事故災害対策本部の組織

本部長（市長）は、副本部長、本部員を招集し、事故災害対策本部会議を開き、二次災害防止及び応急対策の実施について決定する。

ただし、本部長が事故災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

事故災害対策本部の組織及び構成は、図３－２のとおりである。

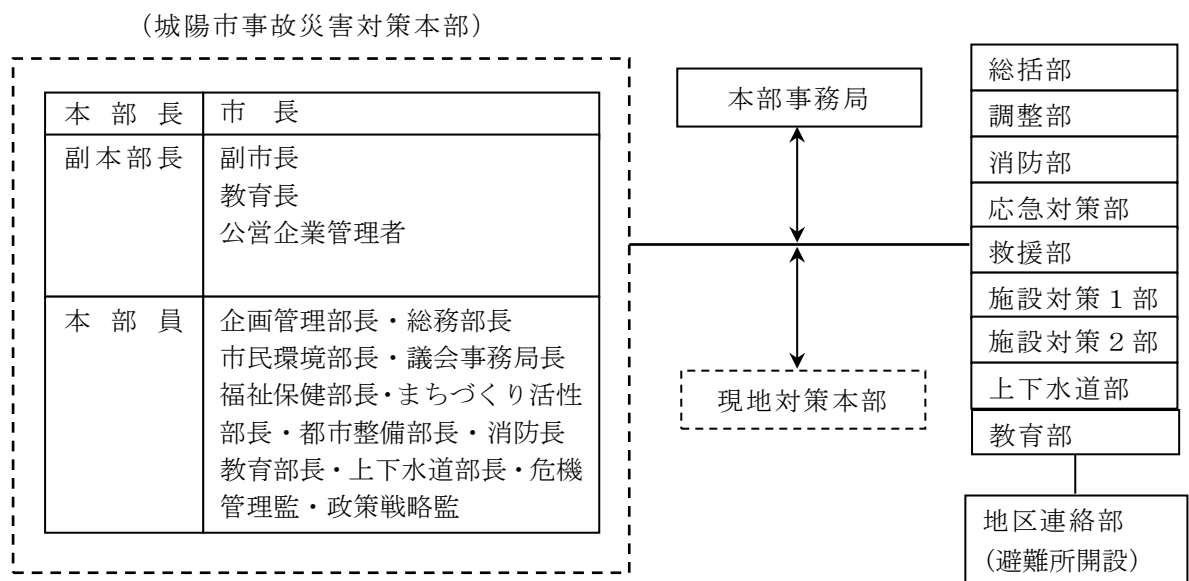


図３－２ 城陽市事故災害対策本部組織及び構成

③事故災害対策本部の運用

事故災害対策本部の運営は、以下のとおり行う。

ア 本部を設置するときは、災害対策本部指令班により関係者に通知する。

イ 本部の活動は、市域における事故災害の規模、程度によって必要な体制をとるものとする。

ウ 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。

エ 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における事故災害の規模、程度に応じた適正な規模によるものとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するものとする。

④事故災害対策本部の閉鎖

本部長は、城陽市域内において、事故災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは事故災害対策本部を閉鎖する。

(3) 現地事故対策本部

①現地事故対策本部の設置

本部は被害状況に応じて、現地事故対策本部を設置する。現地事故対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地事故対策本部は、市の施設に設置する。

②現地事故対策本部の業務

- ア 本部長の指示による応急対策に関する業務
- イ 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
- ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- エ その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第2節 職員の活動体制

(1) 事故災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事故災害の発生の程度に応じて動員体制をとるものとする。

(2) 動員の方法

- ①勤務時間内における動員の連絡は、災害対策本部指令班により庁内放送又は電話等により行う。
- ②勤務時間外における動員の連絡は、事故災害発生の初期情報を入手する消防本部から、あらかじめ定められた指定要員に対し連絡を行い、事故災害情報を入手した指定要員は、城陽市災害対策本部要員編成表の招集連絡網に基づいて動員を行う。

第2章 情報の収集・伝達計画

＜危機・防災対策課、消防本部、関係各機関＞

事故災害発生時においては、関係機関等が緊密に連携し応急対策を実施するために必要な情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施する。

第1節 事故災害情報の収集

（１）航空事故情報の収集・伝達（図３－３）

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における航空事故発生 の情報を入手した場合は、速やかに消防庁、府警察本部・城陽警察署及び危機・防災対策課に伝達する。

②大阪航空局からの通報

市域内で突発的な航空事故が発生又はそのおそれがあるとき、大阪航空局から、本市及び消防本部に連絡される。また、府広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

③国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、突発的な航空事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、消防庁及び府知事（府事故対策本部長）に報告する。

（２）鉄道事故情報の収集・伝達（図３－４）

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における鉄道事故発生 の情報を入手した場合は、速やかに消防庁、府警察本部・城陽警察署及び危機・防災対策課に伝達する。

②鉄道事業者からの通報

市域内で突発的な鉄道事故が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、鉄道事業者から、本市及び消防本部に連絡される。また、府広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

③国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、突発的な鉄道事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、消防庁及び府知事（府事故対策本部長）に報告する。

（３）道路事故情報の収集・伝達（図３－５）

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における道路事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに消防庁、府警察本部・城陽警察署及び危機・防災対策課に伝達する。

②道路管理者からの通報

市域内で道路事故が発生したときの被害状況、活動体制、応急対策、又はその発生のおそれがあるときの情報は、道路管理者から本市及び消防本部に連絡される。また、府広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

③国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、突発的な道路事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、消防庁及び府知事（府事故対策本部長）に報告する。

（４）危険物の爆発・流出事故情報の収集・伝達（図３－６～図３－１１）

①事故原因者等からの通報

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、突発的な危険物の爆発・流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における危険物事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに消防庁、府警察本部・城陽警察及び危機・防災対策課に伝達する。

②大阪ガスネットワーク㈱からの連絡

大阪ガスネットワーク㈱は、本市内において大規模なガス漏れ事故、ガス供給停止の事態が発生した場合、直ちに消防機関及び危機・防災対策課にその旨を連絡する。

③国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、突発的な危険物事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、消防庁及び府知事（府事故対策本部長）に報告する。

（５）大規模火災（市街地・林野）情報の収集・伝達（図３－１２）

①火災原因者等からの通報

火災原因者及び火災発見者は、火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における大規模火災事故発生 of 情報を入手した場合は、速やかに消防庁、府警察本部・城陽警察署及び危機・防災対策課に伝達する。

②国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、大規模火災が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、消防庁及び府知事（府事故対策本部長）に報告する。

（６）ライフラインの広域断絶情報の収集・伝達（図３－１３）

①関西電力送配電㈱からの連絡

関西電力送配電㈱は、本市を含む広域的停電が発生した場合、直ちに危機・防災対策課、消防機関にその旨を連絡する。

②上下水道部からの連絡

上下水道部は、本市内において大規模な断水事故が発生した場合、直ちに危機・防災対策課、消防機関にその旨を連絡する。

③国、府との連絡調整

危機・防災対策課は、ライフラインの広域断絶が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況をとりまとめて、府知事（府事故対策本部長）に報告する。広域停電事故については消防庁にも報告する。

第２節 勤務時間外における対応

（１）勤務時間外における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報・警報及び高山ダムの放流の伝達、気象状況等の把握、被害状況の収集等並びに関係者に対する連絡については、消防本部がこれに当たるものとする。

（２）指定要員への連絡

消防本部からの連絡により突発的な事故発生を確認した指定要員は、直ちに登庁し、対応できる初動体制を確立する。

第３節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の把握は、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、京都府山城広域災害対策支部等に応援を求め行うものとする。

（１）情報の収集

事故災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

（２）報告

事故災害対策本部長より、災害対応及び情報収集を命じられた各部の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に事故災害対策本部長に報告するものとする。

①報告の内容

ア 被害の状況

イ 災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防活動の状況

等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ その他災害応急対策実施上参考となる事項

②報告の種類

ア 人的被害

イ 建物被害

ウ 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

エ 付近住家に被害を及ぼすおそれのある危険物施設の被害等

オ その他及ぼす影響が大である被害

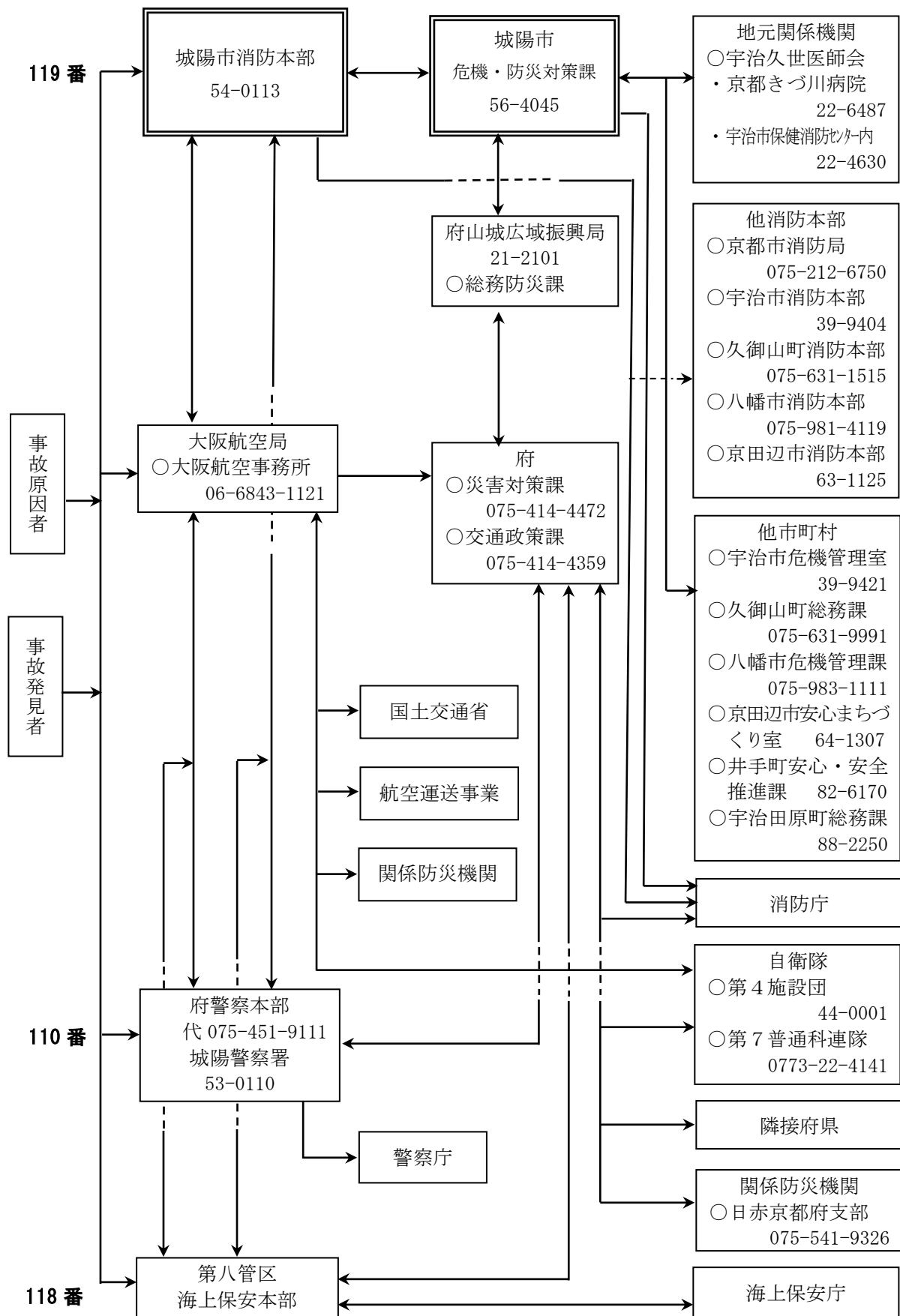


図3-3 航空事故発生時情報連絡系統図

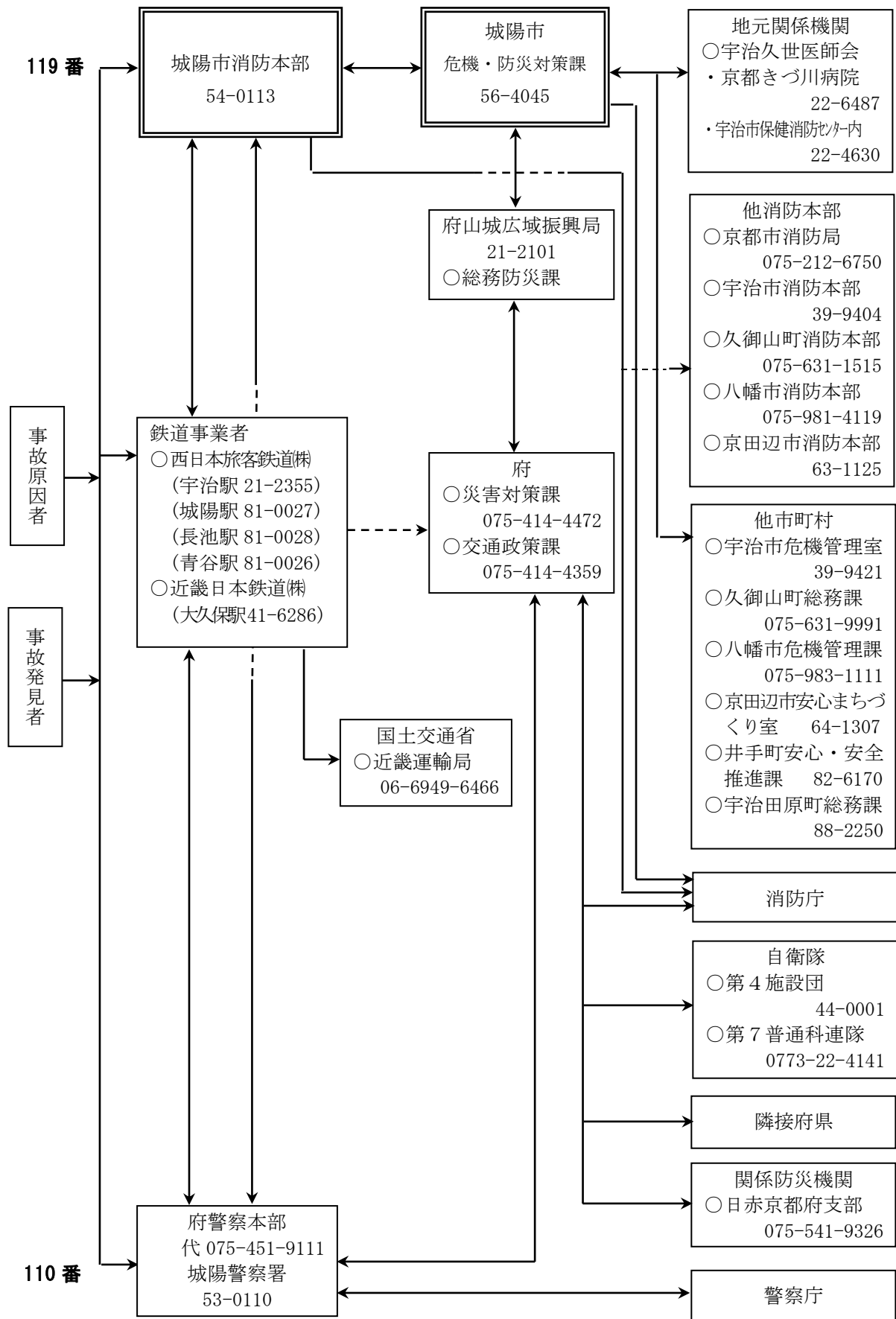


図3-4 鉄道事故発生時情報連絡系統図

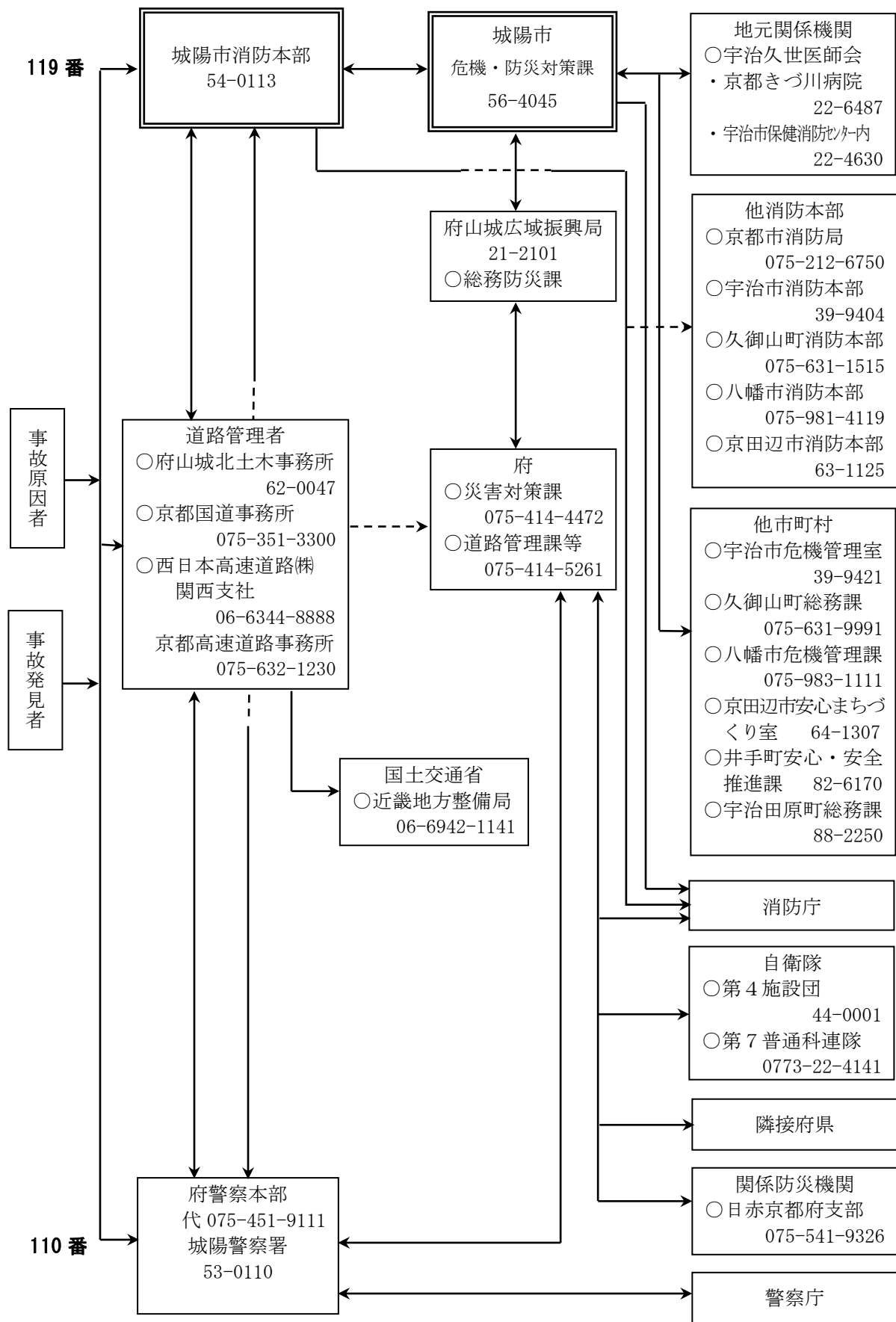


図3-5 道路事故発生時情報連絡系統図

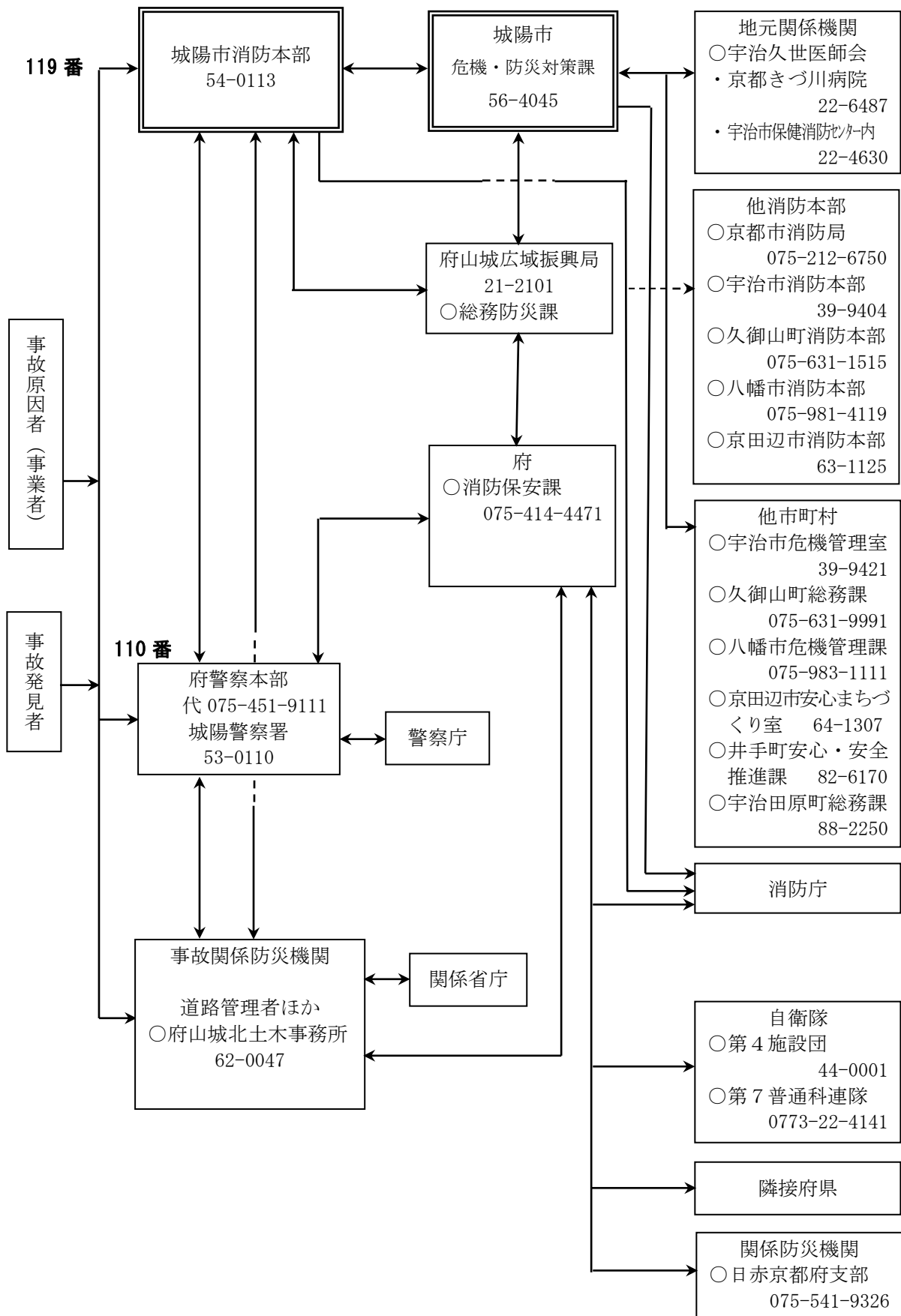


図 3 - 6 危険物等事故発生時情報連絡系統図

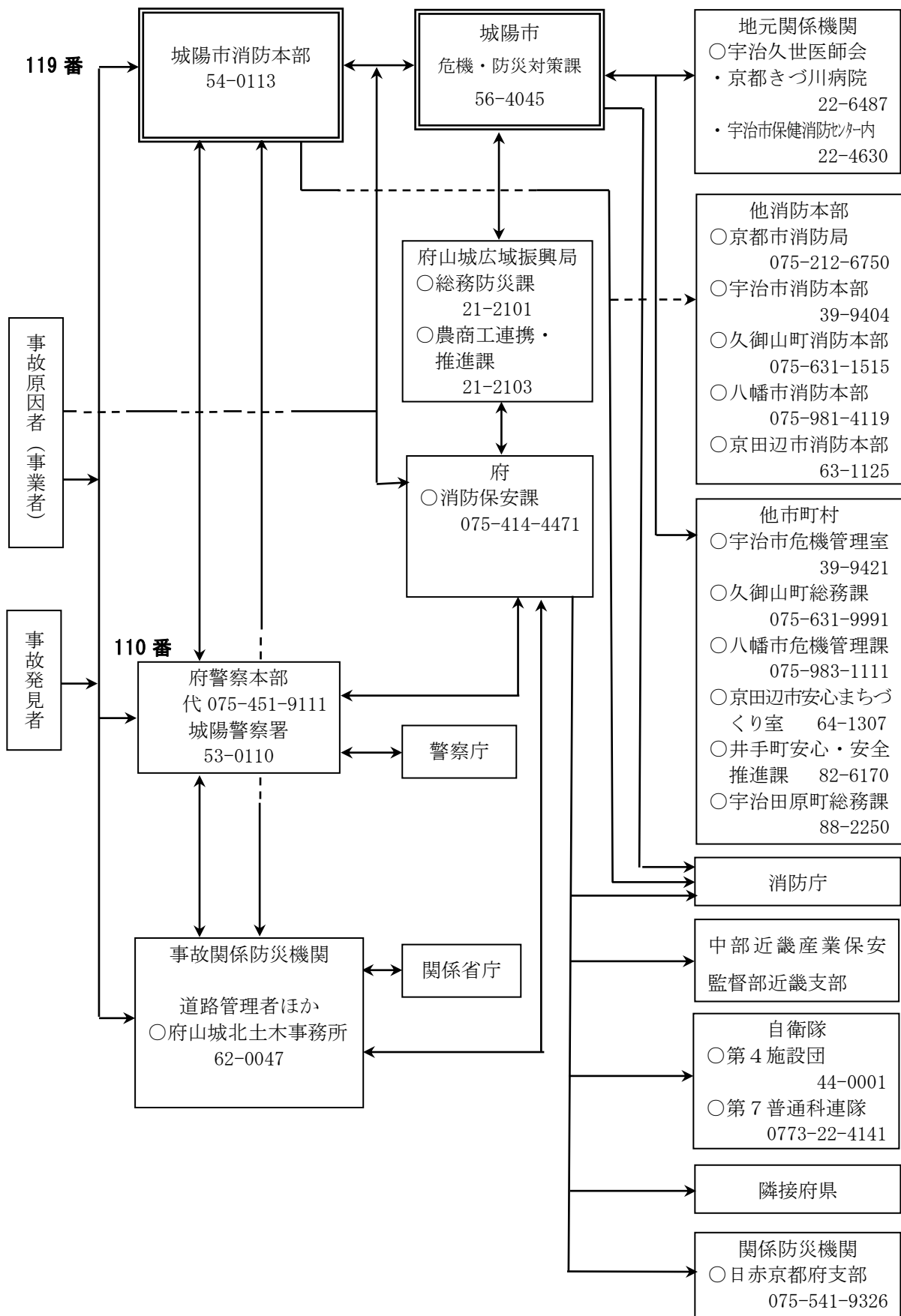


図 3 - 7 火薬類事故発生時情報連絡系統図

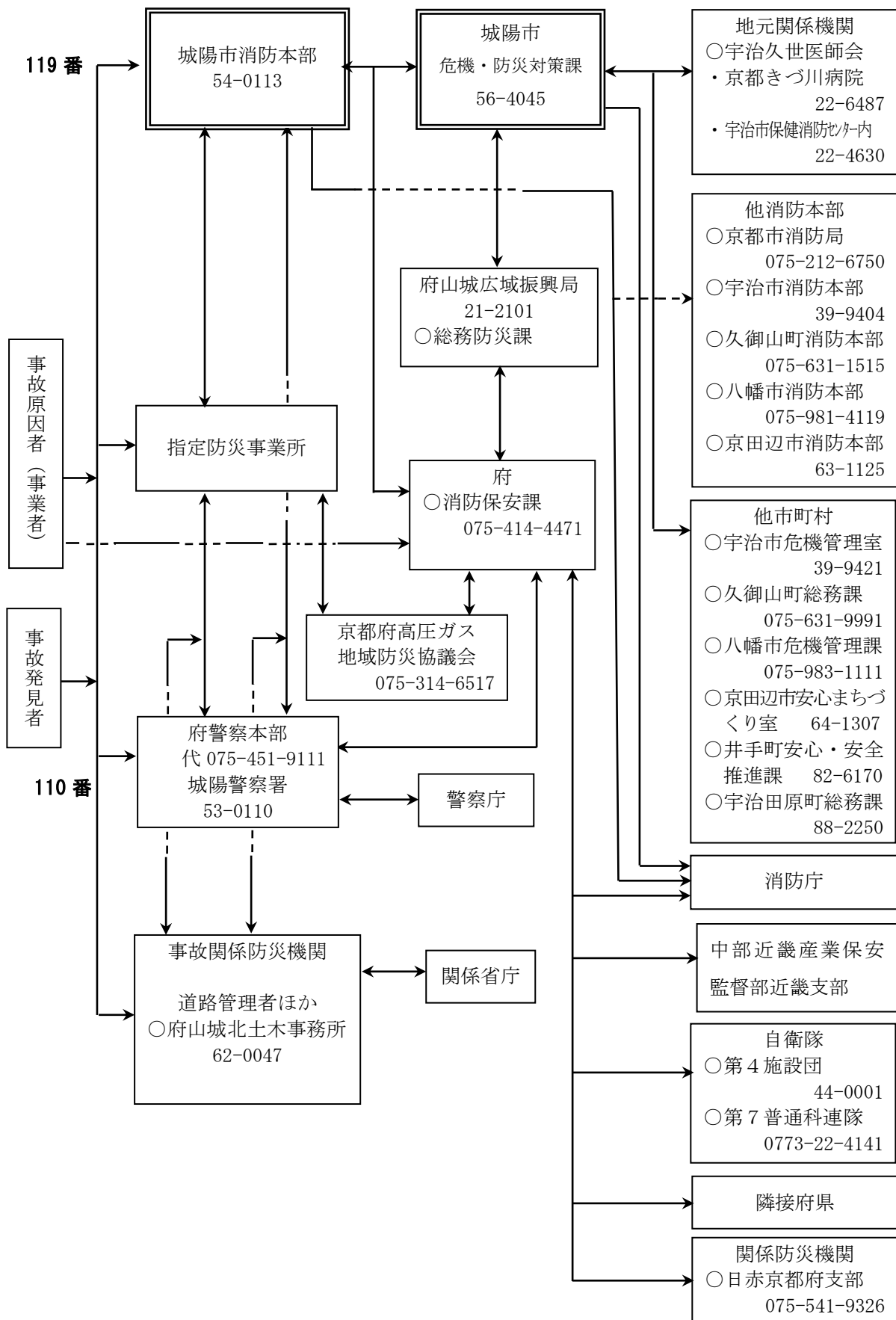


図3-8 高圧ガス事故発生時情報連絡系統図

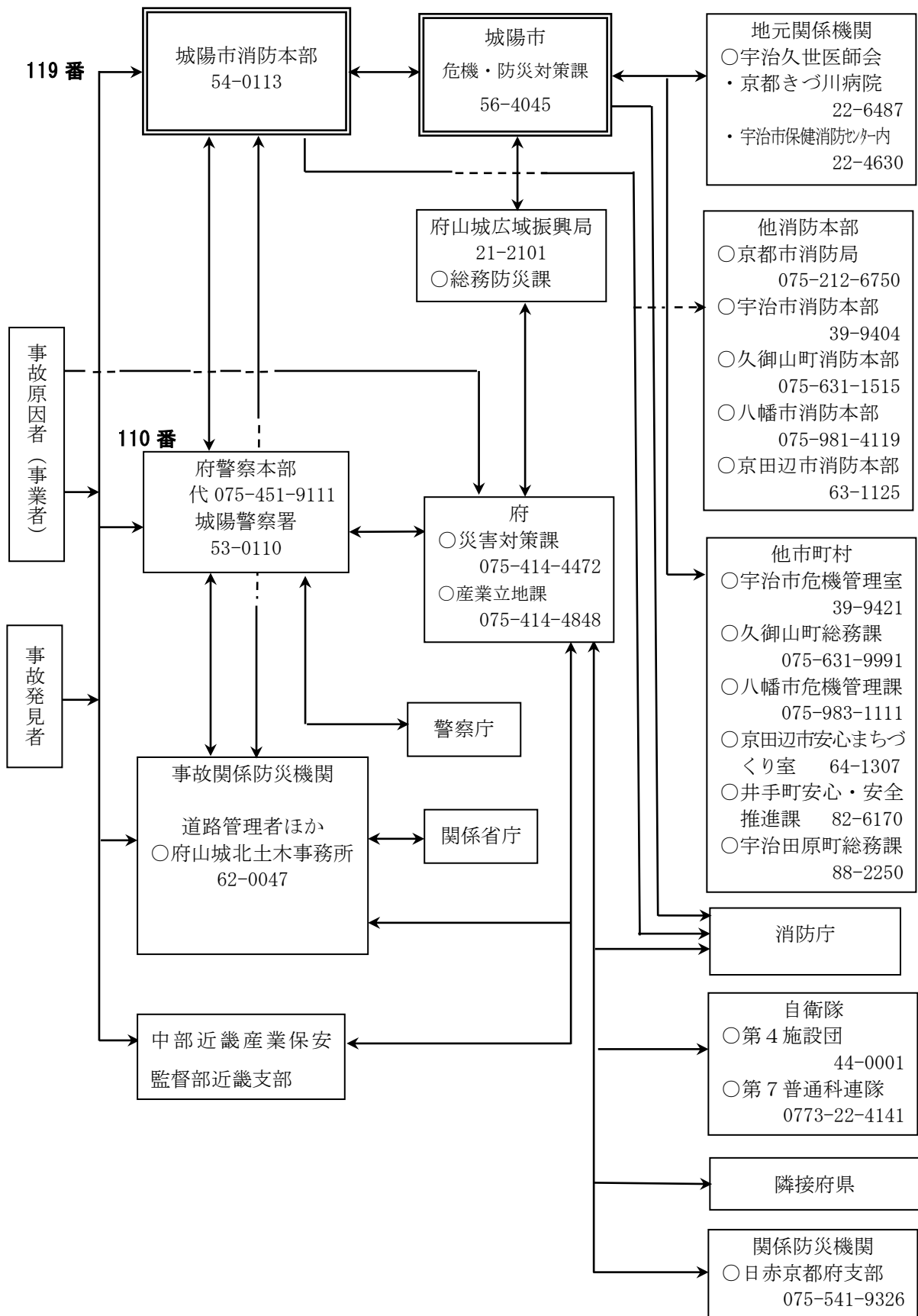


図 3 - 9 都市ガス等事故発生時情報連絡系統図

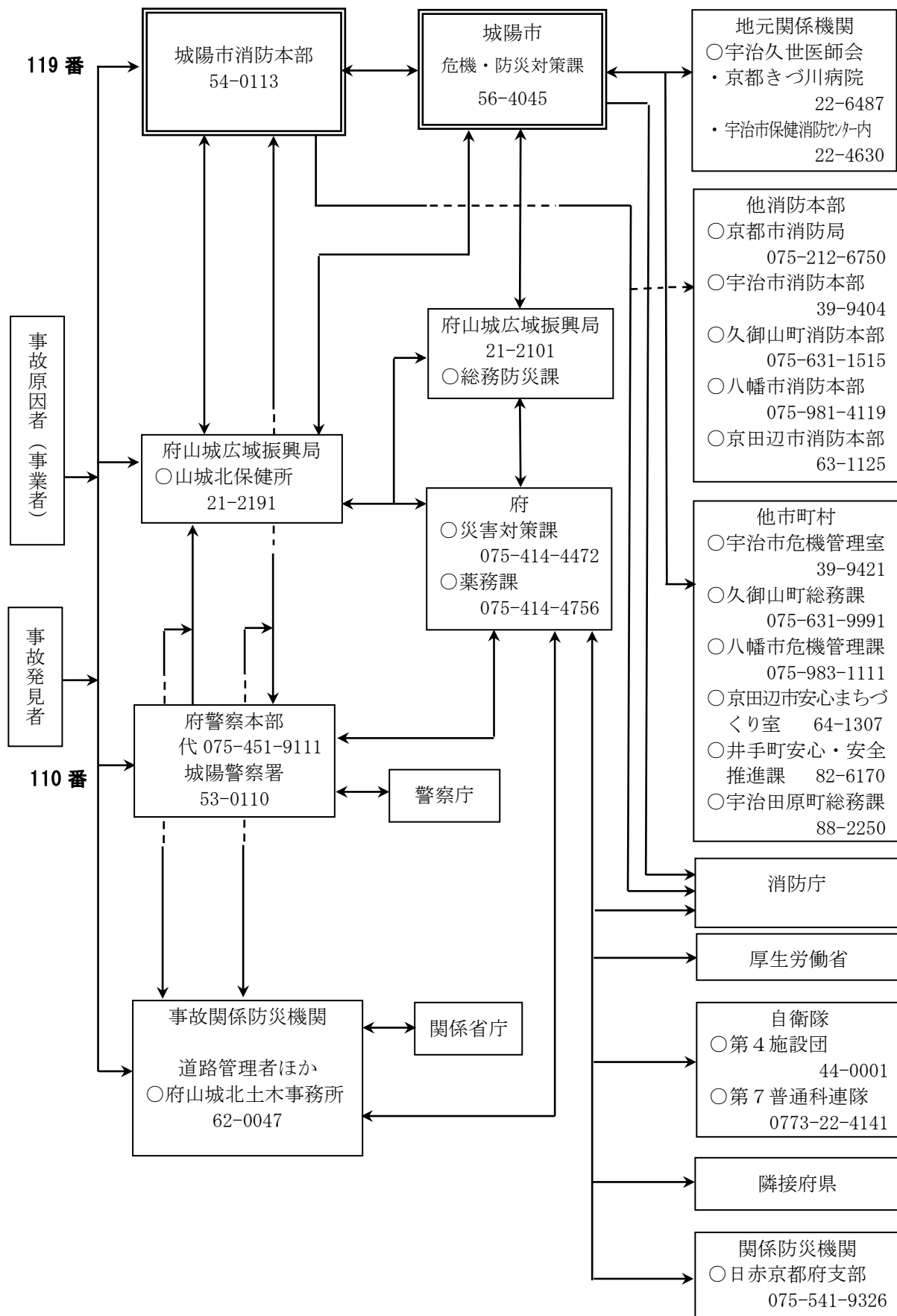


図 3 - 1 0 毒物・劇物事故発生時情報連絡系統図

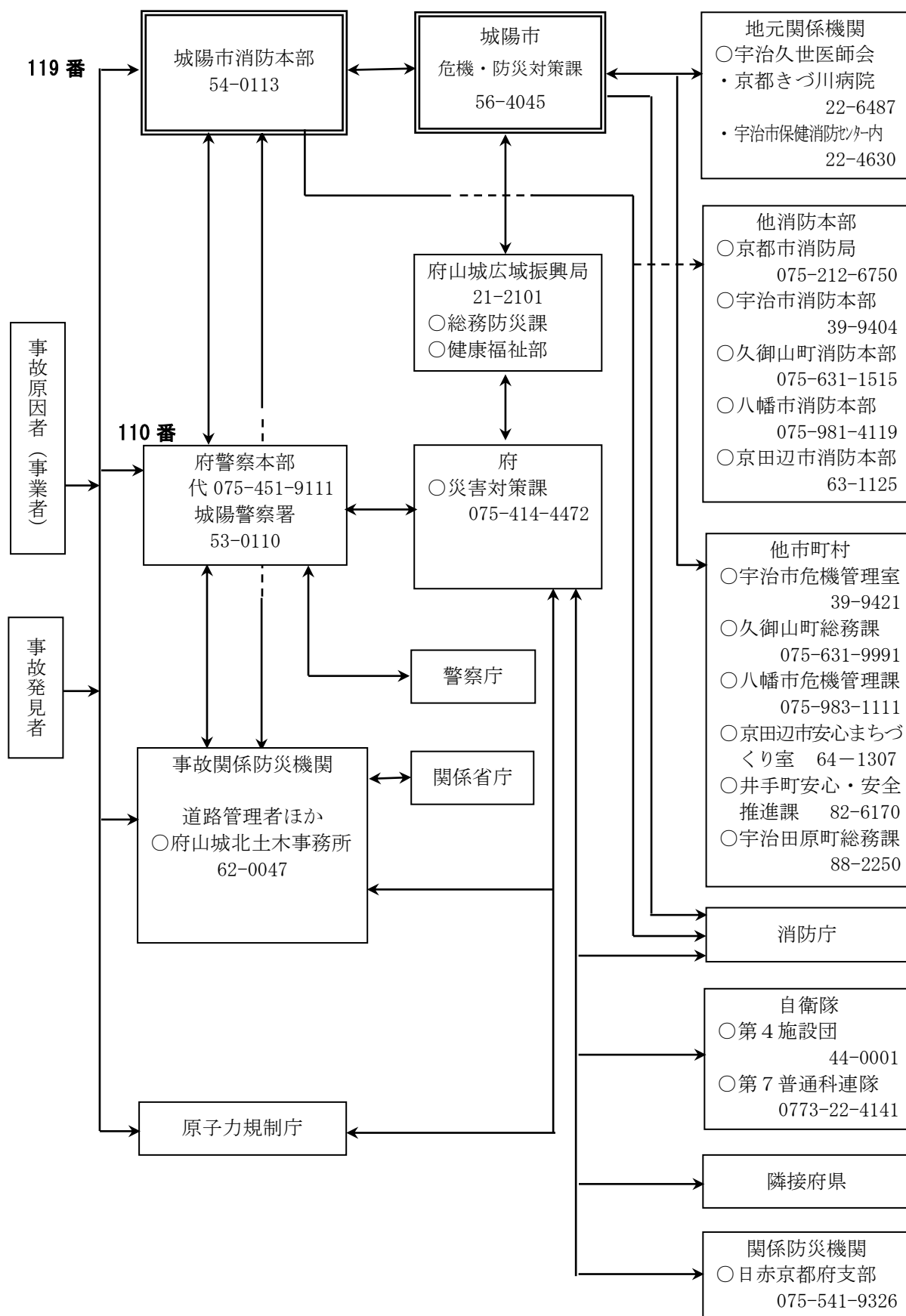


図 3 - 1 1 原子力発電施設以外の放射線障害発生時情報連絡系統図

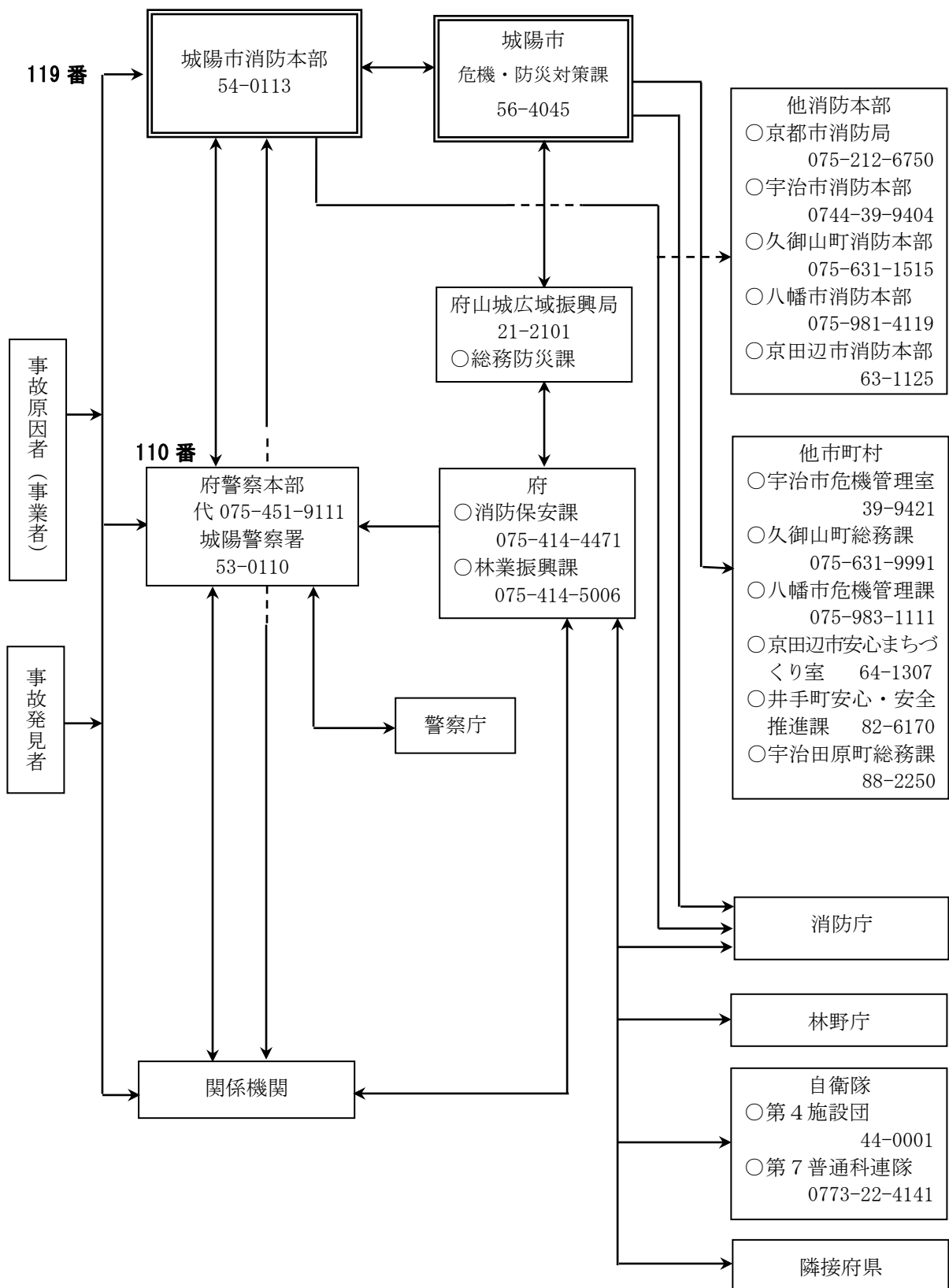


図 3 - 1 2 大規模火災発生時情報連絡系統図

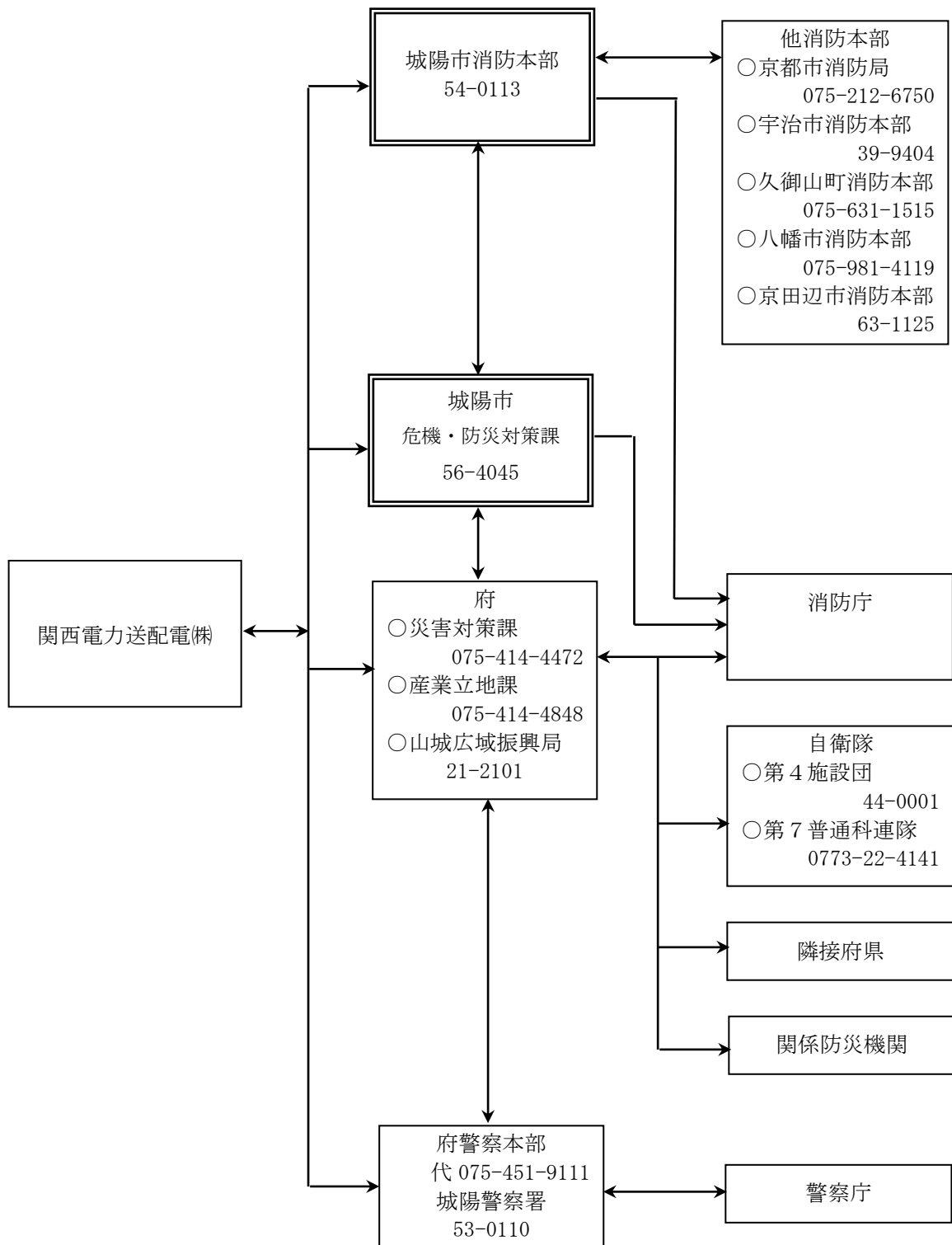


図 3 - 1 3 広域停電事故発生時情報連絡系統図

第3章 広報計画

＜危機・防災対策課、企画管理部、関係各機関＞

第1節 計画の方針

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、一般住民及び報道関係者等に対し、被害状況、応急対策及び応急復旧等に関する情報を迅速かつ的確に周知し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第2節 報道機関に対する発表

総括部は、広報資料をとりまとめ報道機関に発表する。

発表の内容は、おおむね次の事項とする。

- ①事故災害の種別
- ②発生日時及び場所
- ③被害の状況
- ④応急対策実施状況
- ⑤市民に対する避難の指示の状況
- ⑥一般市民及び被害者に対する協力並びに注意事項

第3節 関係機関の相互協力

事故災害の広報に当たって必要があるときは、京都府山城広域災害対策支部その他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第4節 一般市民への広報要領

事故災害及び対策の状況又は一般市民に協力を要請すべき事項について、次の要領により広報する。

（１）広報の方法

事故災害の規模、今後の予想を検討しこれに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、次の方法等により適切な処置を講ずる。

- ①電話、自主防災組織等を通じる方法
- ②広報車の派遣
- ③ラジオ放送、テレビ放送による方法
- ④広報紙、ビラ、ポスター等の配布
- ⑤ヘリコプター等による緊急広報
- ⑥ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用

(2) 広報事項

被害の状況、避難の指示、応急措置の状況が確実にいきわたるよう広報する。

①災害情報

- ア 災害の発生状況
- イ 本部等の設置と活動状況
- ウ 避難誘導及びその他注意事項等
- エ 市内の被害状況
- オ 家庭、職場での対策と心得
- カ その他必要な事項

②生活関連情報

- ア 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
- イ 食料、生活必需品等供給状況
- ウ 道路交通状況
- エ 鉄道、バス等交通機関運行状況
- オ 医療機関の活動状況
- カ その他必要な事項

③救援措置情報

- ア り災証明等の発行状況
- イ 各種相談窓口の開設状況
- ウ 税、手数料等の減免措置
- エ 災害救護資金等の融資情報
- オ 市業務の状況
- カ その他必要な事項

第4章 応援要請計画

＜危機・防災対策課、消防本部＞

大規模な事故災害が発生し、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

第1節 他の地方公共団体等への応援要請

（１）京都南部都市広域防災連絡会の市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市広域防災連絡会の構成市町と連携している。大規模な事故発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（図3-14）に従い、各市町に要請する。

- ①災害の状況及び応援を求める理由
- ②応援を希望する機関名
- ③応援を希望する人員、物資等
- ④応援を必要とする場所、期間
- ⑤応援を必要とする活動内容
- ⑥その他必要な事項

（２）京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各部等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- ①災害の状況及び応援を求める理由
- ②適用する法令、協定等
- ③応援を希望する機関名
- ④応援を希望する人員、物資等
- ⑤応援を必要とする場所、期間
- ⑥応援を必要とする活動内容
- ⑦その他必要な事項

（３）緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする（図3-15）。

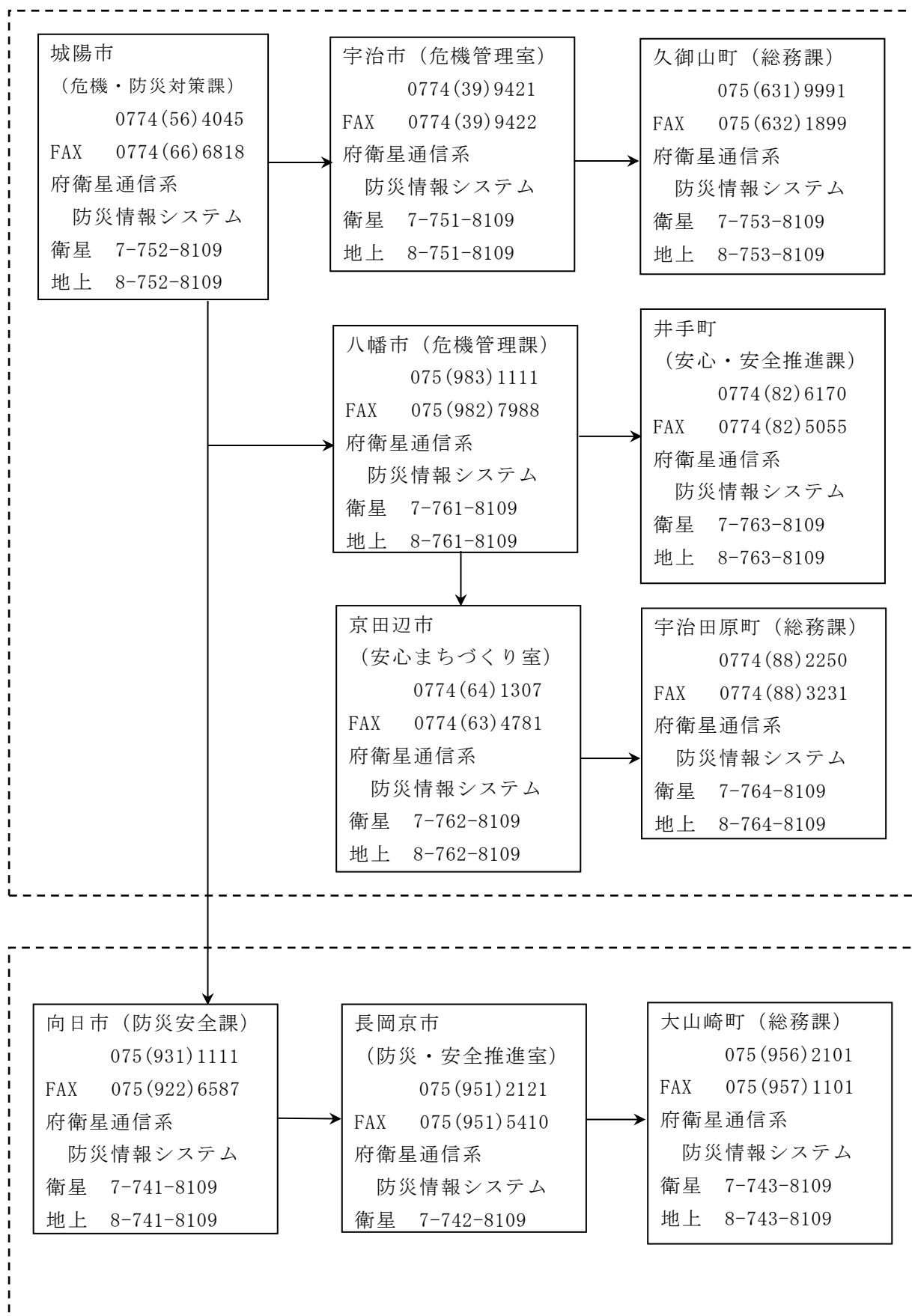


図 3 - 1 4 京都南部都市広域防災連絡会 連絡体制

第2節 関係協力機関への連絡及び要請

災害の規模又は状況に応じ、事故災害対策本部長が連絡し、又は協力を要請する機関及びその内容は、次のとおりとする。

関係協力機関		連絡及び要請する事項
京都地方気象台		地震情報、気象予報及び警報等
近畿地方整備局淀川河川事務所 水資源機構木津川ダム総合管理所		淀川及び木津川の河川に関する情報等
京都南部都市広域防災連絡会		広域防災の連絡調整、地域防災計画（広域編） 及び広域防災に関し必要な事項
府山城広域 振興局 災害対策支部	山城広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難の指示の報告、被害状況等の報告、応急救助等
	城陽警察署	災害救助、犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持、設備又は物件の除去等
	山城北土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検等
	山城北保健所	医療救護、防疫、飲用水及び汚物対策等
城南衛生管理組合		廃棄物の適正処理等
淀川・木津川水防事務組合		災害予防及び復旧資材の整備点検、水防活動等
日本赤十字社京都府支部		日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動等
日本放送協会京都放送局 (株)京都放送 エフエム宇治放送(株)		災害情報、職員動員、救助状況等の一般住民に対する周知等
関西電力送配電(株)		電力供給施設等の復旧
大阪ガスネットワーク(株)		ガス設備の復旧
西日本電信電話(株)京都支店 KDDI(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)		電信電話設備の復旧
西日本旅客鉄道(株)宇治駅 京阪電気鉄道(株)宇治駅 近畿日本鉄道(株)大久保駅 京都京阪バス(株)		災害救助物資及び避難者の輸送及び通信施設の確保と通信連絡の協力 災害救助物資及び避難者の輸送協力等
日本水道協会京都府支部		応急給水作業及び応急復旧作業
その他の機関		その都度必要な事項

第3節 自衛隊災害派遣計画

(1) 災害派遣要請基準

① 市長又は事故災害対策本部の運用責任者あるいはその者が指示した者（以下「市長等」という。）は、市域に災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能をもってしても、なお災害対策活動に万全を期し難いときは、府知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

② 市長等は、人命救助等のため緊急を要し、府山城広域振興局長を通じて府知事に派遣要請をするいとまがないときに限り、直接自衛隊に対して状況の通知を連絡できる。この場合、市長は速やかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記①、②の派遣要請に関する手順を図3-16に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第7普通科連隊（福知山市）とする。（災害派遣担当区は第4施設団）

(2) 災害派遣要請要領

市長等が府知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻速やかに文書を作成して正式に要請する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受入れ体制を図るものとする。

- ① 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所を確保する。
- ② 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
- ③ 災害派遣部隊の活動に当たり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
- ④ 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

(4) 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長等は速やかに府知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

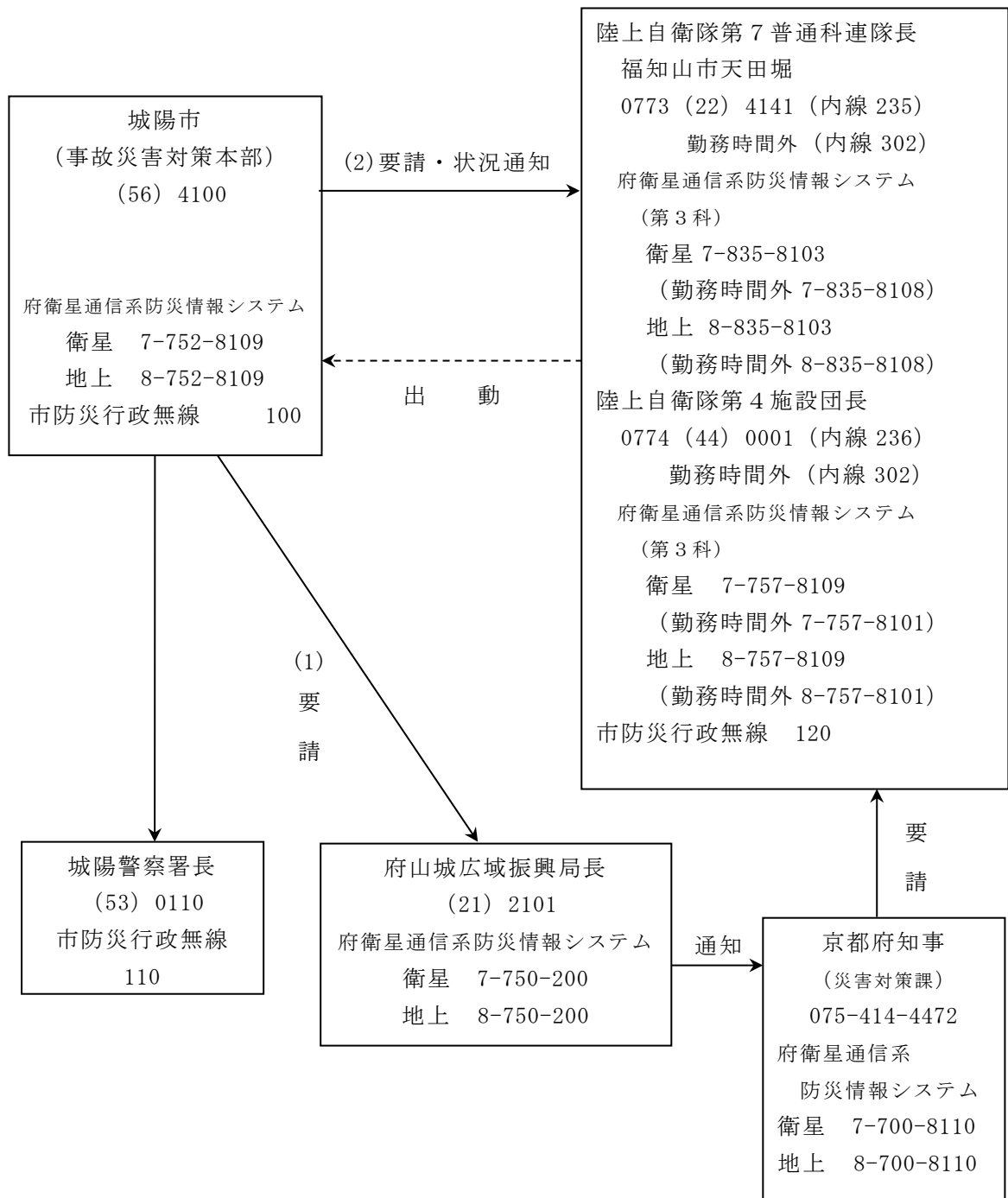


図 3 - 1 6 自衛隊派遣要請系統図

第5章 救出・救助、救急・救護活動計画

＜危機・防災対策課、消防本部、福祉保健部、関係各機関＞

大規模な事故災害発生により多数の要救出・要救護者や傷病者が発生した場合、消防機関、警察機関、医療機関が総力をあげて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

第1節 救出・救助活動

救出・救助活動は、消防機関が中心となって担当し、警察、消防団、地域住民等の連携・協力のもとに活動に当たる。

（１）情報の収集及び共有

消防機関及び警察、その他の防災関係機関は、119番通報、110番通報及び事故原因者（事業所）等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

（２）救出・救助活動

- ①救出・救助活動は、消防機関の救助隊及び警察が、保有する資機材を活用して、組織的に実施する。
- ②救出・救助活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図る。
- ③事故災害発生の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本編第4章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援を要請する。
- ④消防団員は災害現場において、警戒区域の設定、現場警戒等、消防隊員の活動が容易になるよう支援活動を行う。
- ⑤救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。
- ⑥広域停電事故の発生により、市内各所で同時発生的にエレベータへの閉じ込め事故が多発した場合、エレベータ管理会社と連携して対応する。

（３）応援・協力体制

救出・救助活動を実施するに当たり、消防機関及び警察機関のみでは救出・救助活動が困難な場合、速やかに本編第4章「応援要請計画」に基づき、府山城広域振興局、その他隣接市町等に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請し、これら関係機関の連携・協力のもとに活動に当たる。

第２節 救急・救護活動

（１）事故現場での対応

① トリアージの実施

ア 事故災害の発生により多数の傷病者が発生し、短時間での救急搬送が困難であると判断される場合、事故現場においてトリアージを実施する。

イ トリアージは、現場出動した救急救命士が実施するが、応援要請により出動した医療関係機関が到着すれば機関の救護班等が実施する。

ウ 消防団員は、災害現場において傷病者の搬送等を実施する。

② 医療班の出動要請

事故現場における応急救護及びトリアージ要員が必要な場合、本部に対して医療班の派遣を要請する。

ア 本部は、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会に医療班の出動を要請する。

イ 本部は、本編第４章「応援要請計画」に基づき、府に対し日本赤十字社京都府支部救護班等、国・府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

③ 応急救護所の設置

ア 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、事故現場に救護所を設置し、傷病者の応急手当を行う。

イ 傷病者の救護には、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとに当たる。

ウ 仮救護所においては、傷病者の応急処置、重症者の後方医療へ搬送、死亡の確認等のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。

④ 医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、保健所と協議し、調達の協力要請を行う。また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

（２）救急搬送

① トリアージに基づく搬送

救出した傷病者は、トリアージタグの取付、応急処置をした後、トリアージタグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

② 搬送車両等の確保

ア 傷病者の搬送は原則として救急車により行うが、傷病者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ 本部は、本編第８章「交通・緊急輸送対策」に基づき、公用自動車の派遣や、民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ 緊急を要しヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が本編第４章「応援要請計画」に基づき府に要請する。

③ 搬送先病院の指定

ア 消防本部は、京都府救急医療情報システム等を活用して、後送医療機関の重症者

等の受入れ状況を確認し、傷病者数と傷病程度に合わせて的確に傷病者の搬送先の指定を行う。

イ 広域停電事故に伴い、市内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、市は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

(3) 後方医療体制

市内医療機関での対応が困難な重症者、特殊治療を要する者については、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

第6章 避難誘導計画

＜危機・防災対策課、消防本部、福祉保健部、教育委員会＞

事故災害により、市民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合、避難指示を発令し、避難誘導を実施する。

第1節 避難の指示

（１）実施責任者

災害の種類等により、避難の指示を行う実施責任者は、表３－１７のとおりである。

事故災害発生時に避難を必要とする事態が発生した場合は、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。また、避難場所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては府知事の補助執行者として）行うものとする。

表３－１７ 災害の種類等による実施責任者

発令者	災害の種類	根拠法令
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
水防管理者	洪水	水防法第29条
京都府知事又はその命を受けた職員	洪水地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

（２）対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

（３）一般的基準

避難の指示は、次のような事態になったとき発するものとする。

- ①事故災害による火災の拡大等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- ②有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- ③その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき。

（４）方法

事故災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、城陽警察署長、消防長と協議の上、住民等に対して避難のための立退きの指示を

行う。この場合、本部長は速やかに府知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し府知事に報告する。

（５）指示の伝達及び事前措置

避難の指示を行うときは次により対応するものとする。

- ①本部長は、警察署、消防団、自主防災組織等に対し、避難の指示の実施に関し協力を依頼する。
- ②事故災害対策本部は、サイレン、市防災無線、広報車、携帯スピーカー、ホームページ、安心・安全メールの利用等、可能な方法により避難の指示を行う。
- ③事故災害対策本部及び消防団等は、地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、各家庭への戸別訪問等により避難の指示を徹底する。
- ④事故災害対策本部は、NHK、KBS、エフエム宇治等の放送局に対して、避難の指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

⑤伝達の内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

- ア 避難の指示
- イ 避難の指示の理由
- ウ 避難を要する地域
- エ 避難場所の名称及び所在地
- オ 避難経路（必要がある場合）
- カ 注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第２節 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命じることができる。

第３節 避難の方法

（１）避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図るものとする。

- ①避難に際しては、必ず火気や危険物等の始末を完全に行う。
- ②会社、工場にあっては、石油類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- ③避難者は、２食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、救急薬品等を携行する。
- ④避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれて

もよいもの)を準備する。

- ⑤服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- ⑥貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。
- ⑦各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」と標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- ⑧病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を収容している施設は、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

（２）避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- ①避難の誘導は、警察官、消防職員、市職員等が行うものとするが、誘導に当たっては極力安全と統制を図るものとする。なお、地域住民組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。
- ②避難に当たっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障がい者等を優先する。
- ③誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

（３）移送の方法

避難、立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは京都府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第４節 学校等の集団避難計画

学校、園においては、平素から関係機関と協議の上、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

第５節 火災に対する避難計画

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

第7章 避難収容対策計画

＜危機・防災対策課、消防本部、市民環境部、福祉保健部、教育委員会＞

事故災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、自主防災組織が協力して対応するものとする。

第1節 避難所の開設

（1）避難所

- ①避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区連絡所班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。
- ②避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。
- ③各避難所においては、避難者の受入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。
- ④避難者については、まず学校グラウンド等の空地に誘導し、避難施設の安全を確認した後、避難者を避難施設へ誘導する。

（2）対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

（3）開設期間

災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第2節 避難所の運営

（1）避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営に当たっては、警察等の防災関係機関、自主防災組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

①避難所での生活

- ア 多くの避難者が共同で生活するため、避難所での生活ルールを徹底する。
- イ 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

②避難所の管理

- ア 避難所の担当職員は、避難所の管理者と協議し避難所の管理を補佐する。
- イ 学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

(2) 避難所の運営内容

避難所開設後、速やかに次の事項を行う。

①名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ速やかに、避難者名簿を作成し本部に報告する。

②避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を本部に報告する。

③「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

④飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布するとともに、需要量を把握し本部に連絡する。

第8章 交通・緊急輸送対策

＜警察署、道路管理者＞

大規模事故発生時における傷病者の搬送や、応急対策用緊急車両の通行、復旧対策用資機材の輸送などをスムーズに行うため、必要に応じて交通規制の実施及び緊急輸送手段の確保を図る。

第1節 交通規制

（1）交通規制の実施

①交通規制等

ア 公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。

イ 警察官は、大規模事故等により交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限を行う。

②緊急交通路の確保

突発的事故による影響が全市にわたることが予想される場合、警察は、京都府地域防災計画による緊急交通路候補路線における緊急通行車両のスムーズな通行のため、公安委員会の緊急交通路の指定を受け、通行の禁止又は制限を実施する。

③警備会社への出動要請

災害対策基本法第76条1項の災害時における交通の規制（以下「法交通規制」という。）に当たり、府知事の支援要請があった場合は、警察本部長を通じて府警備業協会に対して出動を要請し、警備員の支援を得て、法交通規制を実施する。

④広報活動

交通規制を実施した場合は、本編第3章「広報計画」に基づき報道機関等を通じて迅速な広報活動を実施する。

第2節 緊急輸送

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

（1）輸送力の確保

①自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務部総務班において措置し、おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

ア 輸送（移送）区間及び借上げ期間

イ 移送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集合場所及び日時

オ その他必要事項

②人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等による輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

（２）輸送力確保についての協力要請

災害対策本部においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

①西日本旅客鉄道㈱

②京都京阪バス㈱

③近畿日本鉄道㈱

④その他の民間運送機関

（３）航空機等による輸送、移送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合（広域停電事故による信号機の停止により、地上輸送が困難な場合を含む）は、直ちに本編第４章「応援要請計画」に基づき、京都府に航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、総合運動公園とするが、災害の状況に応じて小学校グラウンド等についても指定するものとし、次の点に留意する。

①発着地点に石灰でHを描き、地点を明示する。

②地点で煙をたて風向をはっきりさせる。

③夜間は投光等により発着地点を標示する。

（４）緊急輸送車両の取扱い

災害対策基本法第７６条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急輸送車両確認申請書を警察署に提出し、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。

①届出済み車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われる。

確認申請は、届出済証を提出するとともに、確認証明書に必要事項を記入する。

②傷病者の救護等

緊急自動車傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

第 9 章 航空事故災害対策

＜消防本部、危機・防災対策課、大阪空港事務所、各関係機関＞

本市域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な搜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的航空事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②大阪航空局からの連絡

ア 大阪航空局は、本市域内において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに府、本市消防本部及び警察に連絡する。

イ 航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故等が予想される場合、大阪航空局は、直ちに府、本市消防機関、警察に対し連絡する。

③消防本部からの連絡

消防本部は、本市域において突発的航空事故が発生し、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

①本市の活動体制

危機・防災対策課は、本市域において突発的航空事故が発生したとの通報を受けたとき、又は消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生のお知らせを行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

②大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、府、本市消防本部、警察等防災関係機関に連絡する体制をとる。

第 2 節 情報の収集・伝達

突発的航空事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第 2 章「情報の収集・伝達計画」の図 3－3 のとおりとする。

（１）大阪航空局の情報伝達

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

（２）本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的航空事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第２章「情報収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、府知事（府災害対策本部長等）に報告する。

第３節 広報・広聴対策

本市は、航空運送事業者等と連携して、本編第３章「広報計画」に基づいて航空事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第４節 救出・救助、救急及び消火活動

（１）救出・救助、救急活動

航空事故により多数の要救出・救助者及び傷病者が発生した場合、本編第５章「救出・救助、救急・救護対策計画」に基づいて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

（２）消火活動

航空事故による火災が発生した場合、消防機関は本編第１３章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第５節 避難対策

（１）避難誘導

航空事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第６章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

（２）被災者の避難収容

航空事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本編第７章「避難収容対策計画」に基づき実施する。

第６節 交通及び輸送対策

航空事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第８章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 7 節 自衛隊派遣要請

（１）大阪国際航空長の派遣要請

- ①大阪国際航空長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。
- ②大阪国際航空長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

（２）府知事への要請

突発的航空事故に対する応急対策を実施するために自衛隊の派遣要請の必要が発生した場合は、本編第 4 章「応援要請計画」第 3 節「自衛隊災害派遣計画」に基づいて実施するものとする。

第 10 章 鉄道事故災害対策

＜消防本部、危機・防災対策課、鉄道事業者、各関係機関＞

本市域において列車の衝突、火災等の大規模な鉄道事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各鉄道事業者は、乗客等の人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、防災関係機関と緊密な連絡をとって、迅速かつ的確な応急措置を講ずる。

また、本市及び本市消防機関は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的鉄道事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②鉄道事業者からの連絡

鉄道事業者は、本市域内において突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

③消防本部からの連絡

消防本部は、突発的鉄道事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

①本市の活動体制

危機・防災対策課は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

②鉄道事業者の活動体制

本市域内において突発的鉄道事故が発生したとき、鉄道事業者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ア 速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を取るとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等必要な措置をとる。

イ 巡視等を実施し、二次災害防止、被害状況等の迅速な収集を行う。

ウ 傷病者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、府警察本部等に協力要請を行う。

エ 突発的鉄道事故が発生し、通行不能となった場合は、他の路線への振り替え輸送、

バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第2節 情報の収集・伝達

突発的鉄道事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第2章「情報の収集・伝達計画」の図3-4のとおりとする。

(1) 鉄道事業者の情報伝達

鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。なお、事故処理が終了し、運転を再開する場合においては、二次災害を防止するため、消防、警察等防災関係機関への連絡を徹底する。

(2) 本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的鉄道事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第2章「情報収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、府知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第3節 広報・広聴対策

本市は、鉄道事業者等と連携して、本編第3章「広報計画」に基づいて鉄道事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 救出・救助、救急及び消火活動

(1) 救出・救助、救急活動

鉄道事故により多数の要救出・救助者及び傷病者が発生した場合、本編第5章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

(2) 消火活動

車両火災を伴う鉄道事故等が発生した場合、消防機関は本編第13章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて鉄道事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第5節 避難対策

(1) 避難誘導

鉄道事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第6章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

（２）被災者の避難収容

鉄道事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本編第 7 章「避難収容対策計画」に基づき実施する。

第 6 節 交通及び輸送対策

鉄道事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第 8 章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 1 1 章 道路事故災害対策

＜消防本部、危機・防災対策課、道路管理者、各関係機関＞

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、道路管理者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的道路事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②道路管理者からの連絡

西日本高速道路㈱等の道路管理者は、本市域内において突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

③消防本部からの連絡

消防本部は、突発的道路事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

①本市の活動体制

危機・防災対策課は、消防本部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

②道路管理者の活動体制

本市域内において突発的道路事故が発生したとき、西日本高速道路㈱等道路管理者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ア 道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

イ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、道路交通の混乱を防止する。

ウ 傷病者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。

エ 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所

以外の道路施設について、緊急点検を行う。

オ 危険物の流出が認められた場合は、消防機関及び警察等防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第 2 節 情報の収集・伝達

突発的道路事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第 2 章「情報の収集・伝達計画」の図 3－5 のとおりとする。

(1) 道路管理者の情報伝達

道路管理者は、突発的道路事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

(2) 本市の情報収集・伝達

本部事務局は、本市域において突発的道路事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第 2 章「情報収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、府知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第 3 節 広報・広聴対策

本市は、道路管理者等と連携して、本編第 3 章「広報計画」に基づいて道路事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第 4 節 救出・救助、救急及び消火活動

(1) 救出・救助、救急活動

道路事故により多数の要救出・救助者及び傷病者が発生した場合、本編第 5 章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

(2) 消火活動

道路事故により車両火災等が発生した場合、消防機関は本編第 1 3 章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて道路管理者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第 5 節 避難対策

(1) 避難誘導

道路事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第 6 章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

（２）被災者の避難収容

道路事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本編第 7 章「避難収容対策計画」に基づき実施する。

第 6 節 交通及び輸送対策

道路事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第 8 章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 1 2 章 危険物等の事故対策

＜消防本部、危機・防災対策課、大阪ガスネットワーク㈱、危険物等保管事業所、各関係機関＞

本市域内において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏えい・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏えい、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、危険物等保管事業所、国、府、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等の事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①事故原因者等による通報

事故原因者（危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者）及び事故発見者は、危険物等の事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②大阪ガスネットワーク㈱からの連絡

大阪ガスネットワーク㈱は、本市域において都市ガスの漏えい事故等が発生した場合、防災業務計画に基づき速やかに本市消防本部に連絡する。

③消防本部からの連絡

消防本部は、危険物等の事故が大規模なものであり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

危機・防災対策課は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

第 2 節 情報の収集・伝達

大規模な危険物等の事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第 2 章「情報の収集・伝達計画」の図 3－6～図 3－11 のとおりとする。

本部事務局は、本市域において危険物等の事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第 2 章「情報収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめ、府知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第3節 危険物等の事故の拡大防止対策

(1) 危険物等の貯蔵事業所等の応急措置

①石油类等危険物貯蔵施設の応急措置

関係事業所の管理者及び危険物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事に当たるよう指導する。

ア 施設の管理者は、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。

イ 施設の管理者は、災害において火災等が発生した場合は、貯蔵施設の責任者が、直ちに消防機関等に通報する。同時に、自主防災組織と協力して従業員、周辺地域住民を避難させる措置をとる。

ウ 消防機関及び施設の責任者は、混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破壊等による流出防止等の措置をとる。また、浸水等による広域拡散の防止措置をとる。

②火薬類貯蔵施設の応急措置

関係事業所の管理者及び火薬類取扱保安責任者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事に当たるよう指導する。

ア 施設管理者、保安責任者等は、災害時に、火薬類貯蔵施設付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立入を禁止する。

イ アの場合に搬出するいとまがない場合は、消防、警察機関と協力して、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域を設定し、住民の避難措置、立入禁止等の警備措置をとる。

ウ 施設管理者、保安責任者等は、災害において火災、爆発等が発生した場合、直ちに消防機関等に通報する。

エ 消防機関及び施設の責任者は、次の措置をとる。

- a. 被災者の救出救護を行う。
- b. 警戒区域を設定する。
- c. 飛散火薬類を見つけ回収する。
- d. 二次爆発の防止措置を行う。

オ 自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

③高圧ガス貯蔵施設の応急措置

関係事業所の管理者及び高圧ガス取扱者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事に当たるよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害による被害を速やかに把握し、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡をとり、迅速かつ適切な措置を行う。

イ 消防機関及び施設の責任者は、爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに対して、次の措置をとる。

- a. 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請をする。
- b. 傷病者の救出救護をする。

- c. 立入禁止区域の設定及び交通規制をする。
 - d. 避難誘導及び群衆整理をする。
 - e. 遺体の処理をする。
 - f. 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動をする。
 - g. 警察機関と協力して、緊急輸送路の確保をする。
 - h. 引火性、発火性、爆発性物の移動をする。
- ウ 消防機関及び施設の責任者は、(2)に加えて毒性ガスの漏えいに対しては次の措置をとる。
- a. 施設の管理者等に対する防毒措置の指示をする。
 - b. 付近住民等に対する中毒防止方法の広報をする。
 - c. 防毒、防毒資機材の輸送援助をする。

④毒物劇物貯蔵施設の応急措置

関係事業所の管理者及び毒物劇物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事に当たるよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の発生の際は、所轄の保健所、消防機関又は警察署に通報する。

イ 保健所(又は警察)は、毒物劇物の流出、散逸等の状況を住民に速やかに広報し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

⑤放射線貯蔵施設の応急措置(原子力は除く)

関係事業所の管理者及び放射線取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、防災関係機関と協力して事に当たるよう指導する。

ア 施設の管理者は、災害において放射線物質の放射線障害が発生した場合は、貯蔵施設の責任者が、直ちに防災関係機関に通報する。

イ 消防機関及び施設の責任者は、次の応急措置をとる。

- a. 放射線量の測定をする。
- b. 危険区域の設定と立入禁止制限をする。
- c. 危険区域住民の退避措置をする。
- d. 被ばく者等の救出、救護をする。
- e. 警察機関と協力して、交通規制と群衆整理をする。
- f. 人心安定のための広報活動をする。
- g. その他災害の状況に応じた必要な措置をする。

(2) 都市ガス供給施設の応急対策(大阪ガスネットワーク㈱)

①基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

②応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア 情報の収集伝達及び報告

- a. 気象情報の収集、伝達
気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。
気象情報システム等により気象情報を収集する。
 - b. 通信連絡
 - ・災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
 - ・事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
 - ・対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。
 - c. 被害状況の収集、報告
当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。
- イ 応急対策要員の確保
- a. 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。
又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。
 - b. 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（一社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。
- ウ 災害広報
- 災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。
- エ 危険防止対策
- 災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
- オ 応急復旧対策
- a. 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
 - b. 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第4節 広報・広聴対策

本市は、危険物等保管事業者又は大阪ガスネットワーク㈱等と連携して、本編第3章「広報計画」に基づいて危険物等事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第5節 救出・救助、救急及び消火活動

（１）救出・救助、救急活動

危険物等事故により多数の要救出・救助者及び傷病者が発生した場合、本編第5章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

（２）消火活動

火災を伴う危険物等事故が発生した場合、消防機関は本編第13章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第6節 避難対策

（１）避難誘導

市内で危険物類やガス類の大規模な漏えい事故等が発生した場合や、大規模な危険物等火災・爆発事故等が発生した場合に市民の生命に危険が切迫する場合は、本編第6章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

（２）被災者の避難収容

大規模な危険物等事故により被災者を避難所に収容する必要がある場合は、本編第7章「避難収容対策計画」に基づき実施する。

第7節 交通及び輸送対策

危険物等事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第8章「交通・緊急輸送対策」に基づき実施する。

第8節 環境保全対策

本市は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

- ①府が実施する環境影響調査（大気、水質、動植物等）の結果に基づき、環境汚染に関する情報を防災関係機関に通報する。
- ②住民の生命・身体に危険が予測される場合は、府の依頼又は指示により住民への周知及び避難誘導を行う。なお、住民に対する周知、避難の指示に際しては、府の指導・助言その他の支援のもと実施する。
- ③その他、府の行う施策に協力する。

第 13 章 大規模火災対策

＜消防本部、危機・防災対策課、関係各機関＞

強風時や異常乾燥時、また広域断水時等の異常な事態下で建物火災や林野火災が発生した場合、大規模火災へと進展していくおそれがある。このような、大規模火災が発生した場合、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携して、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①火災原因者等による通報

火災原因者及び火災発見者は、建物火災又は林野火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄の消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②消防本部からの連絡

消防本部は、強風時や異常乾燥時、広域断水時等の異常な事態下において大規模火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防本部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

危機・防災対策課は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

第 2 節 情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第 2 章「情報の収集・伝達計画」の図 3－12 のとおりとする。

本部事務局は、本市域において大規模火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第 2 章「情報収集・伝達計画」に基づき、速やかにその状況を取りまとめて、府知事（府災害対策本部長等）に報告するものとする。

第 3 節 広報・広聴対策

本市は、本編第 3 章「広報計画」に基づいて大規模火災に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 消火活動

（１）火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、又は広域断水などの悪条件が発生した場合には、以下の措置をとる。

- ①消防団員の出動体制を確保する。
- ②警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。
- ③関係機関と協力し、広報車、掲示板等による広報を実施し、火災予防を市民に呼びかける。
- ④車両による警戒パトロールを実施する。
- ⑤車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

（２）出動計画

火災出動は城陽市消防隊出動計画に基づくものとする。

- ①消防車の出動は城陽市消防隊出動計画に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、招集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。
- ②消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

（３）広域断水時の火災防御活動

- ①必要に応じて上下水道部の職員を消防署に配置することを要請し、火災発生時に同時出動し、制水弁の開閉による増水手配を実施する。
- ②水槽付消防自動車を優先出動させるとともに、防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。
- ③企業の自衛消防隊に協力を依頼する。

（４）林野火災の消火活動

- ①林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接的及び間接的な消火活動を行うものとする。消火活動の指示は、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。
- ②林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって飛火による二次、三次火災の発生の危険性がある。状況に応じ飛火警戒隊の配置、警戒範囲等に十分注意する。
- ③火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により焼損木から再燃出火の危険性が大きい。現場最高指揮者は、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。

（５）相互応援協定

市の消防力の全力を上げても林野火災への対応が困難な場合は、他の市町村、消防機関、府等へ応援を要請し、ヘリコプター等の活用により広域的な対応を図り、火災の防

御及び被害の軽減を図る。

- ①市域における火災が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（宇治市、久御山町、京田辺市と消防相互応援協定を締結している）消防隊等の派遣を要請する。
- ②①においても、対処できない場合は、京都府広域消防相互応援協定に基づき応援を要請する。なお、府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱う。
- ③①②においても、対処できない場合は、市長は本編第4章「応援要請計画」に基づき、府知事に他府県の消防機関の応援を要請する。

第5節 救出・救助、救急活動

（1）救出・救助活動

- ①消防本部及び警察は、119番通報、110番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- ②消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第4章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

（2）救急活動

大規模火災の発生に伴い多数の傷病者が発生した場合は、本編第5章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づき救急活動を実施する。

第6節 避難対策

（1）避難誘導

大規模火災の発生により火災現場近辺の住民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本編第6章「避難誘導計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

（2）被災者の避難収容

大規模火災の発生により被災住民を避難所に収容する必要が生じた場合には、本編第7章「避難収容対策計画」に基づいて実施するものとする。

第7節 交通及び輸送対策

大規模火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本編第8章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 1 4 章 広域停電事故対策

＜関西電力送配電㈱、危機・防災対策課、消防本部、警察、関係各機関＞

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、関西電力送配電㈱は復旧に全力をあげるとともに、本市及び本市消防機関は、関西電力送配電㈱、国、府、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

関西電力送配電㈱は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合は、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに本市危機・防災対策課及び消防本部に連絡する。

（２）活動体制の確立

①本市の活動体制

ア 本市域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど市民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて本編第 1 章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策本部等の設置を行う。

イ 危機・防災対策課は、事故災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

②関西電力送配電㈱の活動体制

ア 災害時における電力供給施設等の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

イ 関西電力送配電㈱は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

ウ 関西電力送配電㈱は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第 2 節 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第 2 章「情報の収集・伝達計画」の図 3－13 のとおりとする。

（１）関西電力送配電㈱の情報伝達

関西電力送配電㈱は、広域停電事故が発生した場合は、停電状況、復旧状況等を定期的に本市危機・防災対策課及び消防本部に連絡する。

（２）本市の情報収集・伝達

- ①市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電㈱に情報を提供する。同時に関西電力送配電㈱からも、収集している情報を入手する。
- ②本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。
- ③本部事務局は、広域停電事故の状況を取りまとめて、府知事（府事故対策本部長等）に報告する。

第３節 広報・広聴対策

- ①関西電力送配電㈱は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にした上で情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- ②関西電力送配電㈱は、本市が広域停電事故に関して本編第３章「広報計画」に基づいて実施する広報・広聴活動に連携して対応する。
- ③本市及び関西電力送配電㈱は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、その地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

第４節 救出・救助、救急活動

（１）救出・救助活動

- ①消防本部及び警察は、１１９番通報、１１０番通報及び関西電力送配電㈱からの通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- ②消防本部及び警察は、広域停電に伴うエレベータ事故等の多発により多数の要救出・要救助者が発生した場合、エレベータ管理会社等と連携して本編第５章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて実施する。
- ③消防本部は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第４章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

（２）救急活動

消防本部は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受入れ状況を確認する。

第５節 避難対策

広域停電事故の発生等により、「特に配慮を必要とする人達」を避難所に収容する必要が発生した場合には、非常発電装置等を設置した避難所を開設し、避難者を収容する。避難所の開設及び管理運営は、本編第７章「避難収容対策計画」に基づいて実施するものとする。

第 6 節 交通及び輸送対策

広域停電事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第 8 章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第 15 章 広域断水事故対策

＜上下水道部、危機・防災対策課、消防本部＞

災害等による水道施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により水道施設による飲料水の供給ができない事態が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動体制の確立、被害調査、応急給水活動、応急復旧工事、広報活動等の応急活動対策を行う。

第 1 節 活動体制の確立

（１）通報・連絡

①事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話等の最も早く到達する手段により、上下水道部、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

②上下水道部からの連絡

ア 上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「水道危機管理対策マニュアル」に基づき部内への連絡を行うと同時に、危機・防災対策課及び消防本部に連絡する。

イ 上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、上下水道部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機・防災対策課にその旨を連絡する。

（２）活動体制の確立

①本市の活動体制

危機・防災対策課は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの通報を受けたとき、又は上下水道部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて、事故災害対策本部等の設置を行う。

②上下水道部の活動体制

上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、水道対策本部等の設置を行う。

第 2 節 被害状況の調査

上下水道部は、以下の被害調査を実施する。

①浄水場、配水池等の被災調査

②配水管路網の被災調査

第3節 応急給水対策

上下水道部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故災害対策本部と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

（１）応急給水計画の作成

- ① 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
- ② 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- ③ 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への応急給水を優先する。
- ④ 消防本部との連絡を密にし、消防水利の確保ができるよう計画する。また、消防本部の要請により上下水道部の職員を各消防署に配置し、火災発生時に同時出動し、制水弁の開閉による増水手配を実施する。

（２）応急給水の実施

- ① 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- ② 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。

第4節 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- ① 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- ② 応急復旧工事は、工事業者等に工事の要請を行う。

第5節 広報・広聴活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、本編第3章「広報計画」に基づき事故災害対策本部が実施する広報・広聴活動と相互の役割分担を図り、迅速かつ正確な広報・広聴活動を実施する。

（１）市本部の広報への情報提供

上下水道部は、定期的に事故災害対策本部に広報用情報の提供を行う。提供する情報は以下のとおりとする。

① 被災情報

ア 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。

イ 断水情報についても、同様とする。

② 応急給水情報

応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。

③復旧情報

断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

(2) 上下水道部による広報活動

上下水道部による広報は、断水地域及び応急給水拠点での広報とし、次のとおり行う。

①広報車による広報

広報車により、断水地域に対し、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

②ホームページ・印刷物による広報

断水地域及び応急給水拠点においては、ホームページ及び掲示板等を利用して、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

第6節 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、上下水道部内及び本市での対応が困難な場合、(公社)日本水道協会等に応援を要請する。

(1) 京都南部都市広域防災連絡会の市町への応援要請

京都南部都市広域防災連絡会の市町に対する応援要請は、本編第4章「応援要請計画」に基づき、事故災害対策本部長又は公営企業管理者が実施する。

(2) 府下の水道事業管理者への応援要請

公営企業管理者は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

①災害の日時、場所及び状況

②応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量

③応援場所及び日時

④その他応援に必要な事項

(3) 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして府へ要請を依頼する。

事故災害対策本部は、本編第4章「応援要請計画」第1節「他の地方公共団体等への応援要請」に基づき応援を要請する。

< 第4編 復旧計画 >

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

大規模な事故発生時における復旧は、風水害・震災対策編等「災害復旧計画」に基づくほか、特に、事故により直接被害を受けた被災者の生活確保と、事故原因となった施設・設備等の迅速な現状回復・再発防止を重点的に講ずるものとする。

- ①大規模な事故災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらの被災者に対し、早期に従前の生活を再建するため、きめ細かな援助策を実施するものとする。
- ②さらに、事故発生の原因者となった事業所等は、迅速に事故により被害を受けた各施設の原形復旧を実施するとともに、事故の再発防止を図るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の事故発生に備える事業の対策について実施を図るものとする。また、復旧過程における社会的影響を極力軽減するため、市民に対し可能な限り復旧予定時期の明示に努めるものとする。

第2章 市民の生活確保

＜福祉保健部＞

事故災害により被害を受けた被災者がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、資金的援助等を行い被災者の生活を確保するための対策についての必要な施策を定める。

第1節 生活相談

事故災害により被害を受けた市民がその痛手から速やかに再起できるよう、被災者の相談、要望、苦情等を聞き取るため、事故現場、避難所等に相談所を設ける。

第3章 事故原因者等による復旧対策

＜関係各機関＞

広域的な事故発生、特に、広域停電や広域断水、都市ガス事故といったライフライン施設の事故や、鉄道・道路等の交通施設の事故は、日常の生活と密接に関連しており、事故による機能の停止が市民生活機能そのもののマヒに直結するおそれがある。

本章では、ライフライン施設や鉄道・道路等交通施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

事故災害の災害復旧計画は、風水害・震災対策編に定めるところのほか、次のとおりとする。

第1節 電力供給施設等（関西電力送配電㈱）

広域停電事故発生時における電力供給施設等の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

- ①災害により、電力供給施設等が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。
- ②関西電力送配電㈱は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。
- ③関西電力送配電㈱は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、被害状況に基づいて復旧事業計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。
- ④関西電力送配電㈱は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第2節 上水道施設

広域断水事故発生時における水道施設の被害の復旧は、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

- ①水道事業者は、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者、(公社)日本水道協会、京都府及び隣接市町に応援を要請し、円滑な復旧を図る。
- ②水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第3節 ガス施設（大阪ガスネットワーク㈱）

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

- ①ガス供給施設の復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

- ②事故復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
- ③大阪ガスネットワーク㈱は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4節 道路施設

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、市民生活に大きく影響を及ぼす。したがって、事故により被害を受けた箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる。

- ①道路管理者は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。
- ②道路の二次災害のおそれがある場合、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- ③復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を把握した上で復旧計画を迅速に作成し、復旧に取り組む。
- ④道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5節 鉄道施設

鉄道事故災害時には、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずる。

- ①西日本旅客鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱等の鉄道事業者は、事故災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。
- ②鉄道事業者は、関係機関との連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧事業計画のもとに取り組む。
- ③鉄道事業者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4章 林野火災による復旧対策

＜まちづくり活性部、消防本部＞

林野火災の災害復旧計画は、風水害・震災対策編に定めるもののほか、次のとおりとする。

第1節 復旧事業計画の作成

関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2節 復旧完了予定時期の明示

可能な限り復旧予定時期の明示に努める。